

平成31年第1回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (3月4日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方地自法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
諸般の報告	6
村長挨拶	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
一般質問	10
北 條 利 雄 君	10
宗 田 雅 之 君	26
関 根 政 雄 君	35
前 田 武 久 君	48
議案第1号～議案第13号の上程、説明	60
議案第14号～議案第22号の上程、説明	63
議案第23号～議案第32号の上程、説明	71
議案第33号～議案第34号の上程、説明	78
議案第35号～議案第43号の上程、説明	79
散会の宣告	81

第2号 (3月8日)

議事日程	83
------	----

本日の会議に付した事件	8 6
出席議員	8 6
欠席議員	8 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 6
職務のため出席した者の職氏名	8 7
開議の宣告	8 8
議事日程の報告	8 8
議案第 1 号～議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	8 8
議案第 1 4 号～議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	9 2
議案第 2 3 号～議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	9 4
議案第 3 3 号～議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	9 8
議案第 3 5 号～議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	9 9
発議第 1 号の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 0 0
請願第 1 号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	1 0 2
日程の追加	1 0 3
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
閉会の宣告	1 0 4
署名議員	1 0 5

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成31年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成31年3月4日(月曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 鮫川村子育て応援祝金支給条例

提案理由の説明

日程第5 議案第2号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第6 議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第7 議案第4号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第8 議案第5号 鮫川村教職員住宅設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第9 議案第6号 鮫川村村民運動場条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第10 議案第7号 鮫川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第11 議案第8号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第12 議案第9号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

- 日程第13 議案第10号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第14 議案第11号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第15 議案第12号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第16 議案第13号 鮫川村支援費支給条例を廃止する条例
提案理由の説明
- 日程第17 議案第14号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）
提案理由の説明
- 日程第18 議案第15号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第5号）
提案理由の説明
- 日程第19 議案第16号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第3号）
提案理由の説明
- 日程第20 議案第17号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
提案理由の説明
- 日程第21 議案第18号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第4号）
提案理由の説明
- 日程第22 議案第19号 平成30年度鮫川村集体落排水事業特別会計補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第23 議案第20号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）
提案理由の説明
- 日程第24 議案第21号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）
提案理由の説明
- 日程第25 議案第22号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
提案理由の説明
- 日程第26 議案第23号 平成31年度鮫川村一般会計予算
提案理由の説明

- 日程第 27 議案第 24 号 平成 31 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
提案理由の説明
- 日程第 28 議案第 25 号 平成 31 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
提案理由の説明
- 日程第 29 議案第 26 号 平成 31 年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第 30 議案第 27 号 平成 31 年度鮫川村村営バス事業特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第 31 議案第 28 号 平成 31 年度鮫川村集体排水事業特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第 32 議案第 29 号 平成 31 年度鮫川村介護保険特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第 33 議案第 30 号 平成 31 年度鮫川村交流施設特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第 34 議案第 31 号 平成 31 年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第 35 議案第 32 号 平成 31 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第 36 議案第 33 号 公の施設の指定管理者の指定について（有限会社鹿角平観光センター）
提案理由の説明
- 日程第 37 議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について（特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブ）
提案理由の説明
- 日程第 38 議案第 35 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）
提案理由の説明
- 日程第 39 議案第 36 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）
提案理由の説明
- 日程第 40 議案第 37 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（戸草辺地）
提案理由の説明

日程第4 1 議案第3 8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（楡木田辺地）

提案理由の説明

日程第4 2 議案第3 9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）

提案理由の説明

日程第4 3 議案第4 0号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）

提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
7番	前田雅秀君	8番	関根政雄君
9番	前田武久君	10番	宗田雅之君
11番	星一彌君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
住民福祉課長	鏑木重正君	農林商工課 兼任農業 委員局長	渡邊敬君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	斉藤利己君
代監査委員	根本一美君	会計兼 管理者 出納室長	鈴木節子君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 古 館 甚 子
事 務 局 長

書 記 矢 吹 かおり

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから平成31年第1回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長、教育委員会教育長、農業委員会事務局長及び代表監査委員に出席を求めました。

受理しました請願・陳情は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

次に、議員派遣、出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回の鮫川村議会定例会の開催に当たりまして、全議員ご出席のもとに会議ができますこと、御礼を申し上げます。

また、今ほど、自治功労賞で受賞されました関根議員、前田議員、それぞれ受賞おめでとうございます。皆さんの受賞は、関根議員は、15年以上の在職、4期目なんですね、ということで表彰規定に属して、前田議員は、27年以上ですから7期目に規定されるわけですが、前田議員は2回目の受賞になるわけですね。このほかに50年以上があるそうです。50年以上というと、13期になりますね。どうぞ皆様方にはこの規定に沿って、鮫川村のにぎわいづくりには俺しかないという気概を持って、50年以上13期目に目指して挑戦していただければと思います。

まずは、お祝いとお喜びを申し上げるところであります。

皆様には、先週行われました、修明高等学校鮫川校の卒業式にご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

福島県教育委員会では、少子化が進行する中であって、県立高校の統合・再編の検討を進めていましたが、先月9日、全日制と定時制合わせまして25校を13校に統合・再編し、分校2校で募集を停止すると発表がありました。これまでに、福島県教育委員会に対しまして、本村の場合、他市町村の高校に通うための交通事情や、地理的に大変なことや、鮫川校が小規模校の特徴を生かしながら地域に溶け込み、本村の振興発展に欠かせない学校であることを訴えてまいりましたが、鮫川校は2020年度から募集停止ということでもあります。平成31年度の募集が進められている中での発表ということでありまして、大変遺憾の感じているところであります。今後の対応については、皆様とともに最善の方法を検討して、子供たちのために頑張って交渉していきたいと思っておりますので、お力添えをお願いします。

なお、詳細につきましては、一般質問に出ておりますので、そちらでお答えをさせていただきたいと思っております。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。条例関係議案が13議案、平成30年度の予算補正に係る議案が、鮫川村一般会計補正予算（第7号）と8つの特別会計合わせまして9議案の補正予算、平成31年度の会計予算が一般会計と9つの特別会計合わせまして10議案であります。このほかに、公の施設の指定管理者の指定についての議案が2議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての議案が6議案、合計40の議案であります。

平成31年度の一般会計当初予算は、昨年度と比べまして、1,300万円の28億8,000万円とな

りました。

この予算編成に当たりましては、地方交付税交付金の前年度と比較しまして、4,819万1,000円増しの14億8,522万9,000円、県支出金が1,892万1,000円増の2億9,712万8,000円、村税につきましては、ほぼ前年度並みの2億6,130万6,000円と見込みました。

一方、国庫支出金が1億6,510万1,000円、村債が1億1,880万円とし、財政調整基金等の基金から2億7,940万2,000円を繰り入れての予算となり、大変厳しい中での予算編成となりました。当然、不要不急の事業は後に送ることになるわけですが、原発事故による農作物の風評被害対策、そして第4次の鮫川振興計画は、「つながりで支え輝く村づくり」の基本理念のもとに、農林・畜産業を中心とした各種産業を振興させる村づくり、里山・景観を生かしたきれいな村づくり、人の集まる活気のある村づくり、赤ちゃんからお年寄りまでみんなが安心して暮らせる村づくりを目指し、これまで進めてまいりました各種の施策は可能な限り継続をしております。

また、人口減少対策として目玉であります子育て支援策は、保育現場等の専門職員の意見を参酌し、紙おむつの支給を1歳6カ月までとさせていただきます。今までは2回、2歳児まで無料で支給をしておりましたが、6カ月間短縮したということでもあります。何かにお金のかかる小学校、中学校の入学時にそれぞれ5万円ずつを支給することとし、そのための条例を今議会に提案しているところであります。ご審議いただき、ご了承いただきたいと思っております。

特別会計予算につきましては、6つの特別会計で減額予算となりますが、簡易水道事業特別会計が1億2,712万5,000円と、前年度と比較し1,763万6,000円の増額となっておりますことから、9つの特別会計合計で13億1,317万1,000円、前年度と比較しまして1,067万4,000円の増額予算となりました。

また、一般会計と特別会計合わせまして41億9,317万1,000円、前年度と比べますと232万6,000円の0.1%の減額の予算であります。

ご提案しました議案につきましては、十分にご審議をいただき、原案に賛同くださいますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

3番 北 條 利 雄 君 及び

5番 関 根 英 也 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 去る2月25日午後3時より、議会運営委員会を開催し、平成31年第1回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

本定例会に提出されます案件は、村長提出議案40件、議員発議1件、請願のありました、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、所管の総務文教委員会へ付託をいたします。このほか、陳情書2件、要望書1件を受け付けしましたが、鮫川村議会の運営に関する基準第130条の規定により、その写しを議員配付することといたしました。

次に、一般質問ですが、4名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めております。

会期については、本日3月4日から3月8日までの5日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月8日までの5日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番（北條利雄君） おはようございます。3番、北條でございます。

私は今般の定例会におきまして、通告どおり3点の質問をいたします。

まず、第1点は、小・中学校のプログラミング教育についてであります。プログラミングとはコンピュータープログラムを作成することにより、人間の意図した処理を行うようにコンピューターに指示を与える行為でございます。小学校では平成32年度、中学校では33年度から新学習指導要領に基づいた教育課程が全面実施されることとなります。学習指導要領では、何を学ぶか、どのように学ぶか、何ができるようになるか、そして主体的・対話的で深い学びを通して、みずから学び考える力の育成を今まで以上に進化させることを重視しております。

この中で、学習指導要領に示されておりますプログラミング教育がございます。各学校における子供の姿や、学校教育目標、環境整備や指導体制の実情などに応じて、プログラミングの教育を行う単元を位置づけていくものでございます。学年や評価などを決め、実施していくことを求めています。今後、インターネットで瞬時に情報が手に入る時代がさらに加速し、今までの考え方では対応し切れない状況がすぐそこに迫っております。時代の中で、子供たちが受動的に情報を得ることだけではなく、その情報を活用し、みずからの発想を生かし、活用しやすいプログラミングをつくり上げていくなど、能動的に生きていく力を身につけていくこと。将来、コンピューターにしっかり指示ができる技術を身につけ、プログラミングのスキル、教養や訓練を通して会得した能力を身につける、そうした人材をふやす必要があるからでございます。

専門的な技術を身につけるためには、一定期間の専門教育を体系的に進めていかなければ

なりません。そのための人材を育成するための教育、つまりプログラミング教育は避けて通れない道だと考えております。具体的には、児童・生徒がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考を身につける学習活動を実施することが明記されております。

本村のプログラミング教育について、次の点をお伺いいたします。

1つは、2020年から小・中学校のプログラミング教育を必修化に向けて、移行期間、その取り組みについてお伺いしたいと思います。

2つ目は、小・中学校でプログラミング教育を行うに当たって、現時点での課題や問題を解決するに向けての対策についてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 3番、北條議員の1番目のご質問にお答えいたします。

新学習指導要領において、議員お示しのとおり、プログラミング教育が小学校で2020年度、中学校では1年おくれの2021年度からそれぞれ始まります。今回のように、新しい学習内容が毎日の授業に入ってくる場合、その取り入れ方は少なくとも2つあるかと思っています。

第1は、これまでの学習内容に照らして、効果的だったものはあるのかという観点、第2点は、見直すことによるスクラップ・アンド・ビルド、この考え方で進めてまいりたいと思っています。

第1点目のご質問、2020年の小・中学校のプログラミング教育必修化に向けての移行期間とその取り組みについてでございますが、小・中学校学習指導要領が2017年3月に告示されたことから、小学校においては2018年度、2019年度に移行期間となっております。鮫川小学校としては、1年前倒しして2019年度より取り組みを進めてまいりたいと思っています。

小学校では、順序、組み立てを論理的に考える力を育むため、教科内学習のほかに総合的な学習の時間に、1、2年生は生活科の教科の中で、パソコンの使い方、情報モラルについて、3、4年生はプログラミング言語を簡単に体験できるスクラッチジュニア等の無料ソフトを使い、プログラミング体験を行うほか、インターネットやローマ字入力の仕方、使い方について、5年生は無料体験ソフトのプログラミングでプログラミングロボットを動かし、6年生はプログラミングにてゲームをつくります。また、プログラミング教育に特化した単元を指導計画に位置づけ、ICT指導員の活用を図ってまいります。

中学校の移行期間は2018年度から2020年度までの3年間となります。鮫川中学校では、必修化の実施年度について、現在、協議、検討の段階にあります。

中学校では、社会におけるコンピューターとの役割や影響を理解するとともに、簡単なプログラムを作成することと目標が設定されております。また、プログラミング教育は、現行の学習指導要領に含まれており、技術の教科において扱うこととなります。技術分野の情報に関する技術では、双方向におけるコンテンツに関するプログラミングを指導内容に盛り込んで、プログラミングに関する内容を倍増し、より深く学ぶこととなります。

次に、第2点目のご質問ですが、小・中学校プログラミング教育を行うに当たって、現時点での課題と解決に向けての対策についてでございますが、小学校の課題としては、従来の学習指導要領になかったプログラミング教育を必修化するとともに、1年の前倒しにより、教員の十分な準備期間がない中で始まることとなります。そこで、福島県教育センターで個別に受ける研修、自主研修等で、今後、新学習指導要領が示す2020年度までに研修の機会をつくってまいりたいと考えております。

中学校の課題といたしましては、取り扱う内容はふえますが、授業時数がふえるわけではありません。ほかの領域でも学習内容がふえており、授業をどのように組んでいくか、またネットワークを利用した双方向にあるコンテンツのプログラミングについて、これらの取り扱いを含め、十分準備が整っていないことにあります。対応策といたしましては、指導内容の取り扱いについて工夫し、精選と重点化を進めるとともに、新たな教材研究が必要であるため、教科の教員の研修準備を含めまして進めてまいりたいと思っています。

小・中学校ともに、ICT指導員を活用して、論理的な思考力を育てることを目的としたプログラミング教育を効果的に実現できるよう、努めてまいりたいと思っています。

以上、3番、北條議員の第1番目のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ただいま、教育長から現在のプログラミング教育必修化に向けての取り組み状況をご答弁いただきました。

この中で、まず1つは、学校、小・中学校ともそうなのですが、プログラミングを行うための機械類、電子機器類の整備がきちんとされているのかが一つ心配であります。これらが、全部、全ての子供たちが操作できるような整備は、絶対必要なんだと思います。

それともう一つ、子供たちを指導する教職員の研修であります。これから、いろんな研修されると、今答弁されましたけれども、今まで、教科書、黒板に頼って子供たちを義務教育

の中で指導してきた中、これからはICTということで機械で子供たちを指導するという部分では、教職員の皆さんも今まで以上になかったご苦労があるんだと思います。そういう部分で、これが小・中学生に義務教育化されていく中で、やはり子供たちの指導を取りこぼしてはならないと私は思っているんですね。

このプログラミング教育を進める、小・中学校で進めているわけですが、現在、大きな塾の場合は、もうプログラミング教育が子供たちに始まっているんですね。そういう部分では、各自治体、各学校でも大変なご苦労をされているのかと思うのですが、やはり、義務教育化されていく以上は、きちんと設備もそうですが指導者、多分、子供たちの能力というのはすばらしいもので、必ずこういうものの覚えとか学習能力はすばらしいものがあると思うので、逆に言うと、教職員が置いていかれちゃうんじゃないかという心配もあります。

そういう部分で、その学校への設備の体制がどうなっているのか、それから指導者、この部分をただ単純に教職員の指導だけでいいのか、場合によっては、学校で義務教育されて指導されていくのに、各家庭ではどうなのか、子供たちが自宅に帰って復習する、そういう場所がなければできないわけですね。そういう部分で子供たちと学校の問題だけじゃなくて、家庭にも影響してくるのではないかと私は思っているんです。その辺まで、教育委員会として考えていらっしゃるのかどうかご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 大変、詳しいご質問でございますけれども、今、私のお答えは小学校段階でちょっとお話しさせていただきたいと思います。

小学校段階と申しますのは、実際に子供たちが機械を扱うのはこういう差がございます。興味関心あるお子さんとそうでないお子さん、これがいつでも教育を難しくしている問題があります。そこで、まずは必要性についてでございますけれども、プログラミング即、これを覚えればいいというものではないと、こう申し上げておきたいと思います。

プログラミングというのは、日本人が余りにも情緒的なことであって、日本特有の何を言っているんだかわからないというようなことを改めるために、どうしてもプログラミング的思考が、広い裾野にこれを育てなければならないということでございまして、特に小学校段階では、まず箇条書きに言えるようにしましょう。だらだらお話をするのではなくて、そうすると箇条書きということを考えたとき、子供に指導したときに、これは全教科にわたります。生活の中にもございます。まず、朝起きたら、次は、次は、そういうことを学校全体でもう一回見直してみようではないかということが第1点であります。

次に、何のためにということになってきます。何のためにというときには、これは、私たちは日常生活の中で言葉にならないもので生活しております。あうんの呼吸という。それは、国際化、グローバル化という中では、世界の人には通用しないということで、自分の気持ちを相手の人に伝えるためにはどうしても言葉が必要だと。日本人は日本語ですけれども、コンピューター言語はコンピューターの言語です。そういう特質をやはりその発達に応じて育てていかなければならないのかなということを感じています。

第3点は、今本当に新聞等で騒がれているようにですね、批判的、どこどこから電話がきたから信じてという社会問題もありますけれども、その批判的に考える力、これがプログラミング的思考と言われておりますけれども、これを学校教育の中で、今推し進めようとしております。それらのことを同時に並行して、先ほど大変ありがたいご質問で、できるだけ学校としてはそういう環境を整えていく必要があるだろうと思います。しかし、その機器は日進月歩で過去のものでは使えないというふうになってまいりますので、教育委員会としては、学校とよく相談しながらですね、大事な費用、大切なお金でありますので、十分検討してまいりたいと考えております。子供たちが、ただそれを受けただけじゃなくて、それを発信できる、そういうものにプログラミング教育を利用してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 新しい取り組みというか、日本全国が子供たちのコンピューターによるプログラミング教育がもう出発するというところで、全国的にこういう整備も含めて進んでいくわけです。やはりお願いしたのは、小・中学校で教職員それから関係者だけがこのプログラミング教育が進むんだよという話じゃなくて、やはり家庭でも子供たちがその復習をするという準備も必要なんだと思うんです。ですから、ご家庭についても、やはりきちんと保護者に、こういうことが始まりますときちんと伝えて、逆に言ったら、そういう環境を家庭でもできる限り努めて整備するような状況をつくり上げていくことが必要なんだと思うんです。この教育が学校だけの話じゃないんだと思うんです。そういう部分では、家庭も含めて、やはり情報を伝える必要があると思います。

その辺についても、もう一度教育長に答弁いただきたいんですが、当然、迎える、指導する学校、教育委員会関係も大変な負担をしながら、その整備をしていくということで大変つらいと思うんですが、家庭もお願いしたいんです。家庭にもやはりそういう情報をきちんと伝達する、家庭での子供たちの復習のやり方も含めて、きちんと伝えていただきたいと思

ます。

もう一度、ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 今、家庭にということでございましたけれども、実際のところですね、本当にあのよくご理解をいただく家庭はありますが、100%そうならないのが現状であります。そこで、教育委員会といたしましては、まず、いろいろな段階で丁寧に説明、あるいはご意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。その第1段階は、この次のご質問にあらうかと思しますので、それでお答えとさせていただきますと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 教育委員会としても、新たな試みに対応せざるを得ないということで大変ご苦労されているのかなと拝見するわけですが、今、教育というか公共機関だけじゃなくて、そういうことで無料で教育委員会、学校もそうなんです、家庭もそうです。無料のプログラミングに対するカウンセリングとか、それから無料の説明会とか、無料の体験も民間で始まっているんです。逆に教育機関よりも早く進んでいる、そういう場面もやはりきちんと検証されて、チャンスがあれば、やはりそういうところがありますよということも含めてご指導お願いしたいと思います。

大変な時代です。来年は東京オリンピックも開かれますが、前の東京オリンピックは高度経済成長にみんなまっしぐらでした。来年のオリンピックは、やはりそういうコンピューターを操作する小・中学生から覚えますから、もうはるかに大人以上に覚える速度が速いということになります。

逆に言うと、子供たちにいろんなまちづくり、村づくりも含めて指導を受けなきゃならないかもわかりません。それをできない大人たちは、じゃ、子供たちのほうが情報が早くてどうするんだということで、大変苦勞すると思うんですが、そういう場面があったとしても、やはりこれからの子供たちに対するこういう教育が国全体で進む以上は、やはりきちんとそういう操作できる体制を、やはり大変だけれどもつくり上げていかなければならないと私は思っています。

これから準備されると思うんですが、ぜひ学校、家庭も含めて、場合によっては地域でも必要になるかもわからないんですね。そういう部分でそういう、早く言うと三者連携みたいにして、やはり広報もお願いしながら子供たちのそういう学ぶ機会をぜひ、つくり上げていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

続きまして、第2点目に移りたいと思います。

次に、第2点目、学校運営協議会制度の導入についてであります。学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールでございますが、これまでの学校評議員制度などの地域に開かれた学校づくりの取り組みをさらに一步進めるものとして、平成16年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして導入された制度でございます。この学校運営協議会には、校長及び地域住民や保護者などから構成される学校運営協議会が設けられ、それらが一体となって、よりよい学校教育と特色ある学校づくりを推進し、地域に信頼される学校づくりを行うことが求められております。

この学校運営協議会の役割は、必須項目である校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること、任意の学校運営に関し、教育委員会または校長に意見を述べることができること、学校の教職員の任用に関し、教育委員会に意見を出すことができることの3点が地方教育行政法で規定されております。

文部科学省では、学校運営協議会によって、地域住民が積極的に学校に協力する環境がつけられ、子供の課題解決に目覚ましい成果を上げているケースが多くなっているとしております。

例えば、小・中一貫教育を実施している場合、9年間の子供の成長を地域全体で支援する体制が整い、住民が子供の勉強をサポートする教育ボランティアなどの活動も活性化し、学力の向上が見られたほか、中学校の不登校の減少が顕著になった例などがございます。さらに、学校運営協議会の導入について、校長に効果を尋ねたところ、学校と地域が情報を共有するようになった、地域が学校に協力的になったなどの回答が多く、学校と地域の連携が深まっている実態が裏づけされております。また、導入の課題になっているのが予算の確保や、担当人員の不足のほか、委員の発言で学校運営が左右されるなどの不安があると言われておりましたが、調査を行った結果では、このような問題は現実的には余り聞こえてこない。むしろ学校文化の改善という意味では、外からの風を入れ、地域の方々の声を聞けるというメリットのほうが大きいとされております。

事例にもありますが、全国的にも学校運営協議会の効果もあらわれてきております。国の教育再生実行会議の提言では、全ての学校が、学校運営協議会の導入化に取り組むことを目指し、検討を進めることが盛り込まれております。未来を開く子供たちのためにも、本村教育の方向性としたしまして、学校運営協議会の積極的な推進と制度導入を図っていくべきだと思っております、見解をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 3番、北條議員の2番目のご質問にお答えいたします。

コミュニティ・スクールは、議員お示しのとおり、保護者や地域の方々が一定の責任と権限を持って学校の運営に参加することを通して、保護者、地域の方々と学校が一体となってより開かれた学校づくりを推進するものと考えております。

本村では、平成31年度の鮫川村教育委員会行動計画における子育て支援の推進を重点施策の一つとして位置づけ、幼・小・中学校を支援する学校地域支援本部の準備を進めております。

学校地域支援本部とは、地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習、自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながりを、きずなを強化し、地域の教育力の向上を図ることを目的としております。これまで成果を上げてきた、学力向上SUN3プランにおける、幼・小・中学校の連携の取り組みを、一層強固にする学校地域支援本部を導入する中で、活動に関する地域住民ボランティアが学校を支援する体制を整えてまいりたいと考えております。

また、学校地域支援本部はコミュニティ・スクールへのシフト、発展が可能となる組織でありまして、コミュニティ・スクールを発展への一つとして捉えながら、保護者や地域の支援の理解を得ながら、地域とともにある学校づくりを推進するよう引き続き各学校を支援してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、3番、北條議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 学校運営協議会制度導入の前段階として、学校地域支援本部ですか、これを立ち上げて進めていくということなのですが、実際、この団体を立ち上げる場合の日程的にはどういう形で、例えば4月以降の年度内にそれを進めるのかという部分での日程調整がされているのかどうかということ、ちょっとお願いしたいんですが、それと教育長が、今答弁されたとおり、鮫川は子どもセンター、当然あそこ1つです。それから、鮫川小学校1つ、鮫川中学校1つということで、全国的には一貫教育という9年間の一貫教育が叫ばれておりますが、鮫川はたまたまというか、いいか悪いかは別として一貫教育のような、施設は別々に建っているんですが、まさに一貫教育の体制が整いつつあるというのが幸いしてい

るのかと思うので、その各小学校につくる、中学校につくる、子どもセンターの幼児のほうにもつくるという団体を幾つもつくるんじゃないくて、やはり一貫教育という立場で、やはり一つのそういう協議会なり、先ほど協議会の前段である地域支援本部のやつについても、やはり統一した組織をつくって、ぜひ、進めていただきたいと思いますので、その日程とそういう、今、私がお話ししたやつがどのように考えているのか、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 2つのご質問ですけれども、まず日程調整は、ちょうど今時期的に難しいので、新年度早々に立ち上げていきたいと、こんなふう考えております。

それから、第2点目、これは今、頭の中で構想でありますけれども、例えば、生活部会とかそういう組織が、これは幼・小・中に共通するものであります。そんなことから、少しおおらかに分科会的なものをつくって、とにかく広く保護者とそれから教職員だけではなくて、広く議員、あるいは商工業者の皆さん、そういういろいろな方々の、区長さんも含めて、こんなふうにして話し合いの場を、そして共通理解を図る場を設けていければいいと考えております。鮫川は一つですので、できれば広い形で多くの皆さんに入っていていただいて、なおかつ分科会ごとの活動ができれば一番理想的なのかなと考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 先ほど、教育長が答弁した学校運営協議会制度に本格的に導入する前の準備組織もそうですが、やはりこの組織というのは、やはり保護者とか地域住民の方が学校運営に参画する、それが前提だと思いますし、その地域の力を学校の運営に生かす、本当に地域とともに学校づくりをやるということです。

ただ、鮫川は地域も保護者も小学校も中学校も子どもセンター、幼稚園もそうなんですが協力的です。地域の学校の環境を整えるの声をかければ協力する、そういうふうに行っているんですけど、やはりそれをきちんと誰がやった、やらないんじゃないくて、組織化して、それをやはりきちんと子供たちのために体制をつくり上げるということが、やはり大切なんだと私は思います。鮫川で育つ子供たちがそういう環境の中で、地域も保護者も学校も一緒になってやっているよということを、やはりきちんと明確にする、やはりこういう制度を使ってやっていただきたいと思いますと思うんです。

やはり一番考えてそこでほしいのは、いろんな小学校も中学校も幼稚園の子供たちもそう

なんだと思うんですが、やはり子供たちが抱えるその課題、そういうことを引き出すことも大事ですし、その地域ぐるみでそれらの課題を解決していくということが、やはり絶対必要なんだと思います。鮫川から育った子供たちは、そういう環境の中で、質の高い学校教育なりを実現していただきたいと私は思っています。私も職員時代、教育委員会にも携わっていました。それをやったかといったならば、そこまで深くは考えていない、当たり前には保護者は協力する、地域が協力すると思っていましたけれども、やはりこれからは、きちんとした組織をつくって、いつでも人がかわってもそういう体制が実行できるような、そういう仕組みを、ぜひ、ほかに参考になるような組織をつくり上げていただきたいと思うんです。

教育長にもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 議員も十分ご理解した上でのお話ですので、確かに、今、足りないところは、やはりたくさんありますが、そういう組織をつくることによって、逆に皆様方の協力を得ることができるんだらうと思います。また、逆に学校も学んだことを地域の皆さんにお伝えすることができるということで、双方向にメリットがあるように理想的な運営ができるように、成果が上がるように努力したいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 本当に、時代の移り変わって大変だし、教育機関、それに携わる皆さんも大変だと思うんです。先ほど、1問目に質問したプログラミング教育、それからこのコミュニティ・スクールを目指した組織づくり、本当に今までやってきたようだけれども、やってない部分もあったりして大変だと思いますが、やはり鮫川村に育った子供たちが、きちんとそういう支援を受けながら、すばらしい子供たちが育つように、これからもいろいろ大変でしょうが、ご指導よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、教育委員会関係2点の質問を終わります。

続きまして、3点目に移りたいと思います。

村政発展への決意と村長選の進退についてであります。

私ども、議会議員として議席を賜ってから4年間、任期も残り1カ月余りとなりました。村民の皆様からいただいた声を伝え、また、鮫川村に必要なだと考える施策を提案できる、このような場をいただいたことに感謝しております。議会議員の職責と議決機関の使命を果たすことができましたことを喜びとするところでもございます。

今期は、全国的な議会改革の機運の高まりの中、議会議員のなり手不足、次世代にどう引

き継ぐかなど、任期当初から、議会全体としてもさまざまなことに取り組んでまいりました。村民の皆様の負託に応えるために、議会をよりよくしていこうとする願いは、ここにいらっしゃる議会議員の皆さんが共通していたと感じております。

議会と執行機関の関係を車の両輪、議会と執行機関のしっかりとした関係構築こそが、二元代表制のもと、最終的には、地方自治法第1条に定める地方公共団体の健全な発達、住民の福祉の増進を図ることにつながり、終局的には村民の皆様が幸せであるという結果をもたらすものであると信じております。

この関係構築には、両機関の諸先輩たちが、厳しい議論の中から築き上げてきた今日の鮫川村の姿がございます。これをさらに発展させ、村民の皆様全員の幸せを願い、それぞれの役割を誠実に果たすことが肝要であると考えておりました。先輩方から受け継がれてきた鮫川村議会としてのよき伝統は守りつつ、地方自治の本旨に基づき二元代表制の機能を生かすことにより、村民の皆様への負託に応え、村民生活のさらなる向上を目指していくべきだと強く思うところでございます。

今定例会が今期最後の定例議会であります。任期満了とともに各人それぞれが新たなる旅立ちをすることになります。どんな決断をされるにせよ、これまでの豊富な経験と見識のもとに、村政発展のためにご活躍されますようお願い申し上げます。

さて、村長を初め執行機関職員の皆様には任期中、大変お世話になりました。ありがとうございます。これまでのご厚情に対し、深くお礼を申し上げますとともに、本村のさらなる発展と村民の皆様への福祉の増進のために、一層のご努力をされますようお願い申し上げます。

結びの一般質問となりますが、行政執行機関の各部局を代表いたしまして、村長から今後の村政発展への決意をお聞かせいただきます。並びに8月に控えます、村長選への出馬の意思について進退をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の3点目の質問、村政への発展への決意と村長選挙の進退についての質問にお答えを申し上げます。

私も、7月には73歳となります。そろそろ普通の生活に戻ってもよいのではないかと自身考えております。つい先日も、昨年暮れから視力が見えにくくなったと、視力の衰えを感じ

て2月に入ってから眼科医の診察を受けてまいりました。なんちゅうことない、これは加齢による病気で白内障と診断されました。こども議会先日ありました、この議会が終わってからということで、2月の下旬に、2月19日に右目を2月26日に左目の手術、両目を手術したということでもあります。今の手術は、前は2泊3日だったそうですが、今は日帰りです。ですので、19日と26日は両方とも休ませていただきました。自分でもまだまだ若いとは思っておりましたが、決してそうではないようであります。

ご承知のとおり、4期16年間多くの村民の皆様方に、そして議員の皆様方に協力をいただきながらこうして務めることができましたことに、まず御礼を申し上げたいと思います。特に私の後援会の皆様には、4回の選挙がありました。そのたびに、忙しい中いろいろと準備に、そして後援会活動に献身的なご協力をいただき感謝しているところであります。5期目の進退についても、そんな皆様の意見を優先的にと考えております。暖かくなりましたらば、早い時期に皆様との集まりを持ち、進退を明らかにしたいと思っております。ただ、私には、議員さんは4月いっぱいですが、私は8月いっぱいです。まだ6カ月の期間があります。この間、次への世代への将来に理想とする村政をしっかりと見定め、計画、そして行動すべきと考えております。

鮫川村、今皆さんと一緒に第4次振興計画、平成27年から36年までの10年間、基本理念を「つながりで支え輝く村づくり」と掲げ、未来の明るく笑顔あふれる豊かな鮫川村を目指し、村民皆様に村づくりに取り組んでいるところであります。1つに、「まめな暮らしを生かした村づくり」、「人が集まる美しい村づくり」、そして「つながりを活かした村づくり」のそんな思いでそれぞれの目標達成のために今取り組んでいるところでありますが、また、新しい課題も発生しております。時には見直し、当初の計画の変更も必要であります。相談しながら取り組んでいただければと考えております。

ことし1月には、地域再生マネージャー事業の報告会、外部の専門家の皆様から、村の資源の評価や地域課題の抽出、そして解決に向けた方向性の提言をいただきました。職員の内部組織には、中心地域活性化プロジェクト会議が30年、昨年です、昨年の5月に立ち上がり、今プロジェクトチーム、総務課長がリーダーとなり中心地域の活性化の具現化を図るため議論を重ねているとことでもあります。厳しい運営の中で苦戦しております農産物直売所、昨年11月より本年2月まで、中小企業診断士の藤本先生、いわきにお住まいなんですね、藤本誠先生の指導のもと経営改善に取り組んでいるところであります。鮫川村の農業、そして農家の皆さんの元気よりどころとしての役目を果たせるよう、農業のお手伝いができますよう

に今、職員皆さんで勉強しております。

また、廃業になりました民間の旅館、村での利用、中心地域の宿泊施設であります。多くの皆さんがこの宿泊施設の再開を待ち望んでいるとお話もあります。多くの課題が山積しておりますが、いずれも、鮫川村の振興発展には大きなそれぞれの課題であります。これらの課題の解決に向かって皆さん、そして村民の皆さん、議員の皆さん、議論を交わしながら第4次鮫川村振興計画の目標達成に努力をしていきたいと考えております。

残された6カ月、常にポジティブに前向きな議論の中で、目標を達成すべき努力をしてまいります。

以上で、3番、北條議員のお答えとかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 村長、村政発展への決意、それから村長選に対する進退を伺ったんですが、まだ後援会の話にもしていないみたいです。自分の体もやはり白内障ということですが、今の村長の言葉を聞いていても、やはりまだまだ元気です。まだまだやれるし、確かに16年間、村のトップリーダーとして、人事も政策もそれから予算も責任を持って決断していくわけで、これは私ども議員よりはるかにその責任は重いし、村民一人一人の皆さんに対する扱いはやっぱり違うんですね。やはり議員よりも比べて10倍、いや、やりがいでしたらば、仕事のやりがいからいってらば、100倍くらいあるのかなって私は思うんですけども、そういうことも含めて、その決める力とか権限を行使して前進させていくことという部分では、多分、大樂村長は楽しみながらやってきたのかなと私は思う。

やはりこれ、まだそれでもそういうことがまだはっきりはさせていないけれども、やはり8月ですよ、8月ですから、やはり着実に行政を示していく、先ほど答弁された課題がいっぱいあるということも踏まえますと、やはりその施策の継続、さらにかじ取りの継続、そして村長は本当に後継者、自分が例えば進退を退くと決断したとしても、やはり後継者は早めにきちんとつくり上げていく、この努力が私は必要だと思うんです。やはりこれをないがしろにして、私は大変だったからやめますよということというのは、ちょっと違うのかなと私は思うんです。

だとすれば、村長が思う課題、確かに大変な仕事です。それも十分私も認識しておりますので、細かいところは、もう私は言いませんけれども、やはりそういう課題も含めてできれば新しい新年度予算を、今議会でも提案されます。いろんな課題もあります。やはり私が幾ら質問しても村長は答弁しないと思いますけれども、やはり後援会のこともあるでしょうし、

これからの自分のお体のこともありますけれども、もう一度、その新年度予算も含めてこれからの村政をどうしていくかっていう部分で、もうちょっと決意をお聞かせ願いたいのですが、もう一度、ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の北條議員の言葉には一部、叱咤激励の言葉も含まれているかと思いますが、何せ73歳です。73歳になって果たしてその健康に4年間務まるのかという不安もあります。あと一番は、1つは発想力がやはり衰えてきました。16年前の私は、当時は思わぬ役目が回ってきたなと驚きでいっぱいでありましたが、驚き以外にも、ほかには驚きよりはもっと気概があったと思います。よし、俺がやらなきゃだめなんだということで、あの1期目は議員さんから皆さんに押されて立ったわけですが、やはり勇気と誇りを持ってこの任務につこうという気概がありました。そういったことで、この気概はやはり一番は若さだったのかなと今、考えております。この白内障を患って、医者に大樂さん、誰でもが通る道ですよ、加齢による病気ですよと言われたときに、えっ、加齢ちゃんなんだ、まだ70だぞという思いでございましたが、73歳なんですね。

そういったことで、6カ月間、しっかりこう残された任務をそして気力を目いっぱい使いながらこの責務を果たして、今ほど申し上げましたように、いろいろ中心部の道少田地区、あるいは手・まめ・館の改修、あるいは今皆さんが、本当に皆さんが望んでいる旅館業の再開、果たしてこれを村が参加していいのかなという思いもあります。この辺をしっかり相談しながら取り組んで、この思いをしっかり継いでくれるような後継者があらわれればよいなと考えております。

もちろん、議員の皆さん方はいずれも、そういった私の思いを引き継いでくれる方がおりますならば、いつでもお引き受けしていただきたいと思っておりますし、この思いが余り賛成でないような皆さんもいるわけです。こういった皆さんにはお譲りしたいとは思っていません。具体的にはさらにむちを打ってという思いもあります。しっかりと私の思いを、鮫川村の将来を担ってくれるような人が必ずあらわれるものと信じて、6カ月、一所懸命頑張って任務を果たしていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 現時点で、村長の進退は、私は明らかになっていないと思っております。場合によっては、8月頑張って再出馬するということにも聞こえますし、後継者ができれば譲ってもいきたい、そんなようにも聞こえます。でも、もう半年切りました。やはり村民に

対する精神から言えば、そういう思いがあればいいけど時間稼ぎじゃないと思うんです。やはりそこは明確にして村民に伝えるべきであります。私そう思います。それは職員もそうです。私たち議員もそうです。私たちは4月に任期満了になって選挙に臨みますし、やめる人もいるかもわかりません。でもやはりそういうのも明らかにしながら、この小さな村で、過疎地の村でいろんな思いがあったとしても、やはりみんなで議論しながらいい村をつくり上げよう、こういうことをやはり進ませるには、早目早目の決意なり表明が、私は必要だと思います。

今も、いつになるか村長ははっきりしないと言いましたが、もう一度お願いしたいのですが、いつころまでに本当にご自身の進退も含めて明らかにするのか、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず私は、今、私一人の身ではないと思っております。ここまで育ててくれた、一番には後援会の皆さんの意見をお聞きしながらと思っております。前回もそうでした。私は当初、2期で8年でということです。2期で頑張ってみて2期でやれないことは3期やってもやれないよなという思いで、助役と今は副村長になりましたが、副村長と教育長にお願いしました。2期8年間私の下で支えてくれないか、特に教育長なんかは余りいい返事ではなかったんだけど、2期8年ならば大丈夫かなということでお引き受けいただきました。

3期目はあの震災でした。あのときは、いや、ここは自分でやらなくちゃなということで3期目です。あの3期目は放射能対策だけで、原発被害だけで終わってしまったような気がします。

4期目はもう完全にいいだろうということで、実は、3人で分散会をしました。それは後援会に相談なしでした。後援会の皆様から大変お叱りをうけました。おまえ誰のために、3期村の村政をあずかることができたんだ、こういうお叱りでした。あ、これは失敗だったよな、自分一人ではとてもできなかったんだよなと反省しました。

今期は、いろいろ根回しをしています。後援会の皆様の理解も得られるとは思っています。ただ、今ほど申し上げましたように早い時期です。まだ寒いですが。暖かくなったら、3月中には暖かくなります。3月、4月にはならないうちに3月いっぱいには後援会の集まりを持ち、ただ、余り早目に判断しますとすぐにやめたくくなります、私は。この辺が危険だと思っております。ですからこの辺もあわせて、ただ議員の皆さんは、私もそうでした。私は、

1期目は4月の選挙やって、終わったらすぐ村長選挙ということでやりました。あのときは、7月でしたから、終わってそれこそ3カ月です。ですが、皆さんに支えられれば決してそういうつらい時期ではなかったですね。とても楽しく気力のあふれる時期でありました。そういうことで、ぜひ、皆さん方もそういった私の行動を見ながら、そして村民の信頼を得られるという思いで、ぜひ考えていただければと思います。

ですから、本当は3月いっぱいにも意思を表明すると、俺あしたからやめるよということに私なると思います。私はそういう性格です。ですから、できれば6月の定例会ぐらいまでお許しいただきたいなど、そういう思いではありますが、しっかり相談させていただきます。それまで、しっかりむちを打って、皆様方の、そして村の振興発展に最後の力を振り絞る、どれだけ残っているか、そういうことです。頑張ってみます。

以上で、あと同じような質問しても、同じ質問だから。そういうことで、ご理解いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 3月いっぱい判断するということでもあります。先ほど一般質問でも言ったとおり、私ども議員に比べて本当にそのご苦勞というのは十分わかりますし、大変だと思います。ましてや、自分が一生懸命やったとしても、批判する人は批判するし、蹴飛ばす人は蹴飛ばすかもわかりません。でも、鮫川村政をあずかってきた歴代の首長さん方は、そういう完璧ではないにしても、一生懸命頑張って私たちにいろんなことを伝えて頑張ってくられました。本当にありがたいことだと思います。

やはり一番大切なのは、その自治体のリーダーとしてやはり村民を守り切らなければならぬというのが大前提なはずなんです。それとやはり、村長はいろんな答弁で、職員の皆さんからいろんな知恵を拝借して専門的な知識を拝借しながら、私たちの質問に対する答弁も答えていらっしゃいます。やはり職員の皆さんもいつもやっている仕事ではあるけれども、やはり仕事に達成感を実感できるような、こういうことはやはり常に、私は必要なんだと思います。多分、3月には職員の人事異動もあろうかと思いますが、やはりトップとなる村長のそういう村民を守らなきゃならないリーダーとしてのトップの意思というのも大切ですし、やはりそこで働いている職員の皆さん、仕事の達成感を実感できるような体制づくり、これは必ずやっていただきたいと思います。

そこにはやはり、村民があるということです。いろんな人もおりますけれども、やはり最終的には村民を守るためにどういう体制づくりにしていくかというのは、村長がなかなか決

断できないにしても、全ての人がやはりそこが原点だと思います。

そういうことも含めて、白内障はそんなに重い病気じゃないと思うので、うちのおやじもやっているんで、結構見えているみたいなので、まだまだ、気力大丈夫です。72、73はまだ餓鬼じゃないかなんて言われるかもわかりません、そういうことも含めまして、ぜひ、リーダーを早目にお願いしたいと思いますし、やはり村民の皆さん、職員の皆さん、そういうことが前提にあるということも含めて、きちんとした判断をいただきたいと思います。

長くなりました。大変申しわけございません。文章も長いけれども、口も長いとって怒られるんですが、以上をもちまして、今定例会、本当に議員として定例会としては最後の一般質問になりました。本当に職員の皆さん、行政各機関の皆さんに本当に大変お世話になりました。これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 北條議員の村を思ったすばらしい質問の後にやるのは、大変やりづらいわけではありますが、私なりに質問させていただきます。

平成31年第1回定例会におきまして、2点について質問させていただきます。

中心地の活性化対策についてお伺いいたします。

年々、人口が減少し、周辺での子供たちの声が少なくなり、空き家、空き地が増加しているのが地方の現状であり、本村でも例外ではなく大変危惧されます。特に、村の核となる中心地の空洞化、そして子供たちの姿が中心地から少なくなることは、将来の村づくりに大きな影響を与えるものではないでしょうか。そのためにも、一日でも早い対策、施策を検討し、行動に移すべきと考えますが、村長のご所見をお伺いいたします。この問題は、以前にもお聞きしております。ただ、現状を踏まえたときに、大変重要な課題であると思って再度質問させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の1つ目の質問、中心地の活性化対策についての質問にお答えを申し上げます。

議員おただしのとおり、人口減少、少子化、高齢化が急速に進む現在、地方圏から東京圏への転出超過は、いまだに年間10万人以上の規模で続き、東京一極集中の傾向を是正できない中、本村の人口も急激に減少をしております。これは、とても寂しい限りであります。この人口減少に歯どめをかけるために、本村では暮らしやすい環境を整備するために、認定こども園の開設など、子育てしやすい環境の整備や分譲地の造成等で、定住に向けての取り組みを進めているところであります。さらに、移住交流人口の増加に向けては、まず集客、交流を通じて村を知ってもらうのが第1点であると思えます。

空き家対策でも、この地に住みたい人がいないことには始まらないわけであります。村内には整備を進めている館山公園を初めとして、村外の人にももっと訪れてもらいたい観光地もあるわけであります。中心地域はこうした地域の資源を結び、集客交流のハブ機能を担うことが期待されています。また、館山周辺には行政施設や、手・まめ・館などが立地していることから、面的に、機能の条件は、私はそろっていると思えますが、多世代がコミュニケーションを図ることができる場がありません。地域を活性化させるためには、関係者のみならず地域住民を交えて、地域ぐるみで考え具体化していくことが必要であり、そのための知識、共有、活用が必要であるとされております。

中心地域を活性化させていくことは、子供、若者、女性の自己実現ができる環境づくりを目に見える形にしていくことが、その目的の一つであります。中心地域の活性化は、単に施設をつくることではなく、目的を達成するための問題、課題を解決する手法として考えていく必要があるのではと思われています。

また、人口問題を考える上で、若者の地方への移住は非常に重要であり、「まち・ひと・しごと創生本部」が実施した、東京在住者の今後の移住に関する意向調査によれば、東京から移住する予定または移住を検討したいと思っている人は、約4割都会にいらっしゃるそうであります。

一般社団法人移住交流推進機構の若者の移住調査結果レポートによりますと、移住に興味がある理由については、山、川、海などの自然あふれた魅力的な環境が半数以上占めているそうですね、50.2%です。子育てに適した自然環境が33.4%、子供の教育、知力、学力が22.2%で上位を占めております。次に、移住先での住宅について優先する順位については、買い物ができる場所がそれほど遠くないのがトップで34%、持ち家の一軒家が31%、そして続いて多いのが、医療機関がそれほど遠くない22.2%、移住にあつて重視する仕事場については、勤務時間にとらわれない仕事がしたいが18.8%、小さな会社でもよいのでやりたい仕

事をしたい16%、まちづくりの会社等の仕事をしたいが15.6%、さらに、移住先の子育て環境については、自然とふれあい43%、学力、知力の向上ができる教育環境が26.8%、子供が楽しめる施設、公園が25.2%となっており、関係人口との関係を長期的に継続し、将来的な移住や居住に結びつけるためには、移住者や地域に貢献したいと考える者が地域に対して抱いている生活環境面や仕事面での気がかりを解消し、積極的に地域を選択して活動できる環境を整える支援を引き続き講じていくことが求められています。

具体的には、鮫川村人口ビジョン総合戦略の中で掲げている13のプロジェクトのうち、1番目のふるさと回帰プロジェクト、8番目の移住者若者向け住宅環境プロジェクト、13番目に児童公園を核としたにぎわいのあるコンパクトビレッジプロジェクトの取り組みを進めていくことになるわけであります。

こういった設定があります。ここら辺の目標達成で取り組んでいけば、また都会の人たちに好感を持っていただけるのではないかと考えております。

以上で、宗田雅之議員の1つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） どのような果物でも、果物を形づくる中心になる芯や種がなかったら、形づくらない、形がならないものと考えております。村も同じだと思います。真ん中にきちんとした核がなければ、村は成り立たないものと考えております。

そこで、若者がそして村外から人が移住するには、村の環境づくりが最も重要なことであると考えております。現在、中心地の空き家、空き地が大変多くなっており、その中でも、所有者が放棄することが困難な建物が多くあるんだろうとっております。それらの対応について、村の考え方を質問させていただきます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の関連質問であります。まず、今ほど質問にありましたように、村の中心地の活性化こそが、この村の振興につながるというわけであります。この中心地に目立つのが空き家であります。こういったことは、今、昨年5月であります。職員の中でもそういった危機感が募ったようであります。プロジェクト会議を立ち上げました。この中心地の活性化をどのように具現化していくか、これを今検討しているところであります。

この中には、当然、空き家対策も含まれているわけであります。急ぎ、この空き家の取り壊しと、あるいは利用できる空き家も中にはあるわけですから。こういった空き家の対策を早目

に取り組まなければならないと考えております。一部には、道少田地区であります、村の中心地に、村が所有した土地が半分になりました。あとは、半数の方がまだ頑張っております。こういった人たちの考え方がどうなのかも打診しながら、道少田地区の空間もしっかりにぎわいづくりに貢献できる地域だなと思っております。

この辺も、しっかり今取り組んでおりますから、早目にこの具現化に向けた提言がなされるものと信じております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） これからの高齢化、考えたときに高齢者だけの家族がかなり存在しております。これらを含めた今後の空き家対策、空き地対策はぜひとも必要であり、今現在、私が見る限りでは、所有者が完全に恐らくできないだろうという建物が数件あるんだらうと見ております。これらの対応も早急に行わないと、現在、屋根から物が落ちたり、そういう建物も見受けられるようになってきております。ぜひとも、早目の対応、これが必要であると思います。ぜひともお願いいたします。

また、現状、中心地に子供たちが本当に少なくなっております。これらの対応を村として現状どのように捉えているか、村長のご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今の関連質問であります、確かに、そのとおりでありまして、中心地から子供の声が聞こえなくなっております。新宿、広畑には、本当にわずかな子供で、今集団通学しているわけですが、にぎわった当時の本当に1割ぐらいの子供たちであります。寂しい限りであります。このあたりを考えますときに、中心地のこれからの活用の仕方が一番課題となるわけです。この辺も参酌しながら子供たちの声が聞こえる、そして子供たちが生活するのもそうですが、あの地区で中心地域で子供の声が聞こえるような広場も、集まる場所も必要ではないかと考えております。生活する場所、あるいはそうでない人たちが集まってにぎわいを創出してくれる、そんな場所に中心地をしたいと考えております。やっぱり、その生活に活気を与えてくれるのが一番、子供のにぎわい、子供の笑い声であります。その辺をしっかり次の政策には反映させていくべきと考えております。

○議長（星 一彌君） 宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私の1つのビジョン、提案もちよっと質問したいと思います。

旧泰斗に村では分譲地をつくりました。ここに分譲地をつくれれば、若者はもちろん住んで

くれるのかな、そう思いはあります。今あわせて村の中心地、これも土地の所有者との関係もありますから、ここに分譲地を設定するというのも、なかなか検討課題であろうと思いますが、付加価値をつけた分譲地、現在、さぎり荘の温泉が川に流れています、余った温泉が流れています。そして、旧湯の田温泉から、私らの前の道路、これ今村道になっております。後から、これ工事するには恐らく許可の問題なんかもあると思いますが、広畑か中野中心地に温泉つきの付加価値をつけた分譲地、こういうものをつければ、やっぱり付加価値がない分譲地は、こういう田舎はなかなか難しいんだろうと思っております。そういう取り組みも、私は一つの検討課題であると思いますが、村長のご所見をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほどの、その宗田議員の提案ですが、これもすばらしい提案だと思っております。ただ、実はあそこに温泉の、温泉を販売する温泉のスタンドをつくろうという考えがあったんですね。それで業者に聞いたんですけども、あの温泉のお風呂に、入浴に利用しますと、今の機械では詰まっちゃって、いろいろ支障を来すそうですね。そういったことで、ああいった温泉、いろいろ不純物がまざって、もちろん人間の体によい不純物なんでしょうけれども、そういったのが温泉のボイラーに災いして目詰まりを起こしていろいろと不都合なことになりますよということがあったものですから、温泉のスタンドは中止にしたところであります。まきボイラーとかそういったことなら、私は利用できるのではと思っております。今のIT産業では、なかなかそういったのが難しいのかね。その辺で、まきボイラーで加温すれば使える温泉になるのかなとは思っております。

その辺も、検討しながら、そういった、昔あの雫石に、岩手県でありましたね、温泉つきの分譲地というのが。温泉地域では、そういった分譲の仕方もしているそうです。鮫川村もそういった特徴のある分譲の仕方をすれば、そして鮫川の大事なその資源ですからね、今、川にただ捨てているんですね。これを有効活用しない法はないと思います。どういった方法であの水をあのお湯を利用できるか、生活に。この辺まで含めていろいろ検討させていただきたいと思います。

ご提言ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 今、機械器具の心配が村長のほうから出ました。うちのほうも温泉組合というのがございまして、大体十五、六件で、地域で温泉を引っ張って利用しています。現状、あの温泉でボイラーが早く壊れましたという意見はないようであります。うちでもそ

の機械は温泉引張っておりますけれども、普通以上にもっているような気がします。そこらも含めて、今技術が進んでおりますから、ボイラーなんかの対応もできていると思いますので、そこらも含めて検討していただきたいと思っております。

また現在、中心地新宿広畑、広畑の旧湯の田温泉の周辺が、杉材が伐採されてものすごく景観がよくなりました。あの跡に、以前にも質問させていただきましたが、あのまま放置していると、あそこまた荒れちゃいますよね、だから早急な、村としての対応も必要だと思いますが、いつごろから村長あそこの景観整備をやるのか、今度の予算にはのっていなかったような気がしますけれども、いつごろからやるのかお答えをお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 湯の田温泉の周辺の山林の伐採、残ったのは2ヘクタールほどありました。これは今年度30年度で終わりました。引き続き、この搬出をする際に搬出道路をつくるわけですが、その搬出道路は後で遊歩道になるように考えての搬出道路にするように、少し搬出道路につきましては、お金がかかるかもしれないが、そういったことを村の思いをちゃんとお話しして、搬出する際に道路をつくるその際には、道路を後々まで利用できるような道路に整備してくださいということをお願いしてきました。そして、その道路ができました31年度中には、この植栽を今、予定しております。これは、森林環境税を使った計画で農林商工課のほうで計画をしているようであります。31年度には植栽も始まります。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ぜひともお願いしておきます。

戦国時代の武将、武田信玄の人物評価基準というのがございます。この中で、甘柿も渋柿もともに役立てようという言葉がございます。村長、残された任期、人材をうまく上手に登用いたしまして、村づくりのために、中心地の活性化のためにお願いいたしまして、1点の質問を終わります。

2点目、修明高等学校鮫川校の今後の対策について。

県教育委員会による県立高校改革前期実施計画で、修明高等学校鮫川校の2020年募集定員の打ち切りの方針は、子供たち、父兄はもとより村民に大きな衝撃を与えたものと考えます。方針に至るまでの経過、連絡と、今後の対応策をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の2番目のご質問にお答えを申し上げます。

福島県教育委員会がことし2月に策定しました県立高等学校改革前期実施計画では、1学年3学級以下の高校について、再編整備を推進し、県立高等学校を統合する、また、分校は募集停止とし、隣接の高等学校においてこれまでの教育活動を継承することとしています。

まず、実施計画が策定された、これまでの経緯についてのご説明をいたします。県教育委員会では平成28年5月に、急激に減少する少子化の中で、今後の県立高等学校のあり方を第3次福島県学校教育審議会に諮問を行い、平成29年6月に答申を受けました。この答申を踏まえ、昨年5月に、今後10年間の県立高等学校改革の方向性を示す県立高等学校改革基本計画を策定しています。この中で、新たな分校は設置しない、また、現在設置している分校についても存続について検討すると示し、基本計画の時点ではまだ行っていないとした個別の議論が、今回の前期実施計画にて示されることとなった次第であります。

この基本計画の発表以降、修明高校鮫川校では、県教育委員会政策監や、県南教育事務所長などに対し、さまざまな機会を通じて、口頭または文書により鮫川校の状況と特色、今後のあり方、本村の支援体制とともに高校の存続に向けた鮫川校の意思を示し、鮫川校の必要について理解を求め、説明を重ねてきたところであります。

この中で、丁寧で個人を大切にすきめ細かな指導により学力の向上や生徒指導の充実に努め、学習面や生活面においても大きな成長を見せており、これらの個別指導がリーダーシップの養成と希望進路の実現に大きな役割を果たしていると、小規模な高校ならではの特色を訴えております。

村としては、村外の勤務や通学により、日中若者が少なくなる本村において、高校の存在が地域の活力に直結することから、設置者が福島県である県立高校であっても、村の協力が高校の価値化を高め、その魅力化を図ることによって入学者を誘引し、鮫川校の存続を図ることを支援しております。修明高鮫川校、村外生徒通学支援金とともに、通学のための生活路線バスの助成金、鮫川校振興会の補助金による学校活動への支援、村の広報紙への定期的な掲載など、できる限りの支援を続けているところであります。地域創生活活性化の貢献度は高く、地域の核として鮫川校が果たす機能は大変大きいものと認識をしております。

そして、2月20日付にて、県立高等学校改革前期実施計画に関する要望書として、福島県教育委員会教育長に対し要望書を提出しており、小規模校としての特性の理解が進む鮫川校を求め、県南全域から入学するニーズの高まりから、県立高等学校の再編整備における分校の募集を停止とする基準を見直し、鮫川校の存続を強く要求しています。高校存続のために

鮫川校の特色、地域の実情や役割についての理解を求めています。県立高等学校の運営に対しては、村が直接関与することはできません。

福島県教育委員会では、統合、再編の対象校の関係者や地域住民への説明を新年度から始めるとしています。また、総合、再編時期の早い高校から順次対応を進めていくことになるかと話しておりますので、説明会日程の報告を含め、県教育委員会の動向を注視しつつ、村内の子供たちの実状を鑑みながら、適切にこの問題には対応をしてみたいと考えております。もちろん、この存続要望に対しては、議員さん方の一致した考え方も必要であります。あわせて協力をお願い申し上げ、10番、宗田議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 人口が減少する中でこの修明高校の廃校は、本村の過疎化に弾みをつけるものだと思ってお大変危惧しております。余りにも県の一方的な政策には、村としてもそれなりの対応策はすべきだと私は考えております。

そこで、今現在、塙工業高等学校では、署名活動というのが4町村全部にやっているのかな、うちのほうにも来ております。そういう署名活動を持った対策というの必要ではないかと思いますが、村としての考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この分校の存続に関し、問題につきましては、それこそ2017年ころから話題となっております。その中で指摘されたのが、鮫川村の鮫川校、果たして必要なんですかね、鮫川村の入学生が今の高校2年生ですか、これがゼロ名なんですね。一人も入っていないんですね。こういったことを指摘されました。3年生は、今卒業生が4人です。と思えば5人いましたね、卒業生の名簿を見ますと。私のほうには4人と報告がありました。1年生は、今6人です。こういったことで、全体的に見ますと、せいぜい15%程度なんですね、鮫中の卒業生を考えると、そういったことを指導されました。もうちょっとその地域上げての必要性を訴えて、足りない分をほかの地域から求めるのはいいんですけども、わずかに二、三人の子供ならば、鮫川村で直接その子供たちを送り届けたらどうですかという、そういった乱暴なお話もあります。

こういったこともいろいろ聞きながら、あとは、今ほど申し上げましたように、鮫川校は修明高等学校、棚倉にあります分校なんですね、そういったことで修明高等学校の校長の考え方なんかも大変重要視しております。校長はいろいろなことで鮫川村には好意的に考えて、村の支援体制も高く評価していただいております。通学支援金の600万を越す支援金、そし

て学校運営の毎年60万の補助金、こういったことが、こういった村で大事な中で支援している、こういったありがたいことはほかにないということで評価をいただいておりますが、鮫川村の子供たちがこういった考えをしているかということがとても大事になります。この辺を考えながら、署名運動の展開なんかも考えていかなければと思っております。

お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 鮫川ばかりじゃなくて、福島県全体4町村、見渡したときに修明高等学校があることによって救われている子供が多々あるんですね。そういう子供が小・中学校でいろんな問題があつてね、学校、不登校の問題だとかあつた子供たちが修明高等学校に来て立ち直って、一般社会に入っていく、そういうお話も聞いております。そのための修明高校の存在というのは、私は大事なものがあるだろうと思っております。これは本当の人づくりでありますよ。こういう人を助け、人を社会に送るという高校の存在も、私は十分訴える点があんだろうと思っております。

あと1つ、特徴ある学校づくり、これ以前にも、私修明高校の問題で質問させていただきました。今は、村は畜産だとかそういうのが県内で有数な畜産地帯でございます。そういうのを特化した学校づくりとか、あとは園芸関係、この地域を利用した園芸関係の専門学校、そういう学校づくりというのも県に提案していく、存続のために提案すると、そういう考えも必要とは思いますが、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の再質問であります。学校経営、実はこういったことも5年ほど前に校長に話したことがありました。県立高等学校でありますから県の考え、そして分校でありますから本校長の考えも大変左右するわけです。学校というのは、校長の考え方、経営者の考え方で、相当その方向性も変わります。当時の校長は、やはり県の考え方を聞かないと、村の思いでそういった新しい科目をふやすことは、なかなか容易ではありませんねというお答えでした。今の校長ですが、とてもあの、今ほど宗田議員から話がありましたように、不登校問題や学力の少し落ちる子供たち、そういった子供たちがこの鮫高を選んでもらって、マンツーマンで教育を受けて、本当に伸びて、今短大とか大学まで行ける子供に成長した、そういう事例もあります。

こういったことで、確かに鮫川村の子供でなくて、周辺地域の皆さん方には大変喜ばれているようであります。こういった特徴を出した学校もありかなという思いで校長には正直な

ところを話してあります。分校長もそういった子供たちに、今の分校長です。とても関心があつて、とてもそういった教育のあり方を重視している分校長であります。そのたび、そのたびにかわる校長によって、学校は違うんですね。そういう鮫川の今のあり方が次の校長あるいは分校長に伝わると、こういった今の宗田議員の思いが通じるものと思っております。

この鮫川村、子供たちの声が少なくなった中で、鮫高生、今70人近くいるわけですが、この人たちが町に出てきて、中心地に出てきてにぎわいづくりに役立っている。とても大事なことだと私は考えております。その辺をしっかりと訴えながら存続の、継続の運動にも反映させていきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ぜひとも存続に向けた努力をお願いいたしまして、2点目の質問を終わります。

大変、長時間ご質問に答えていただきましてありがとうございます。

○議長（星 一彌君） これで13時30分まで休憩といたします。

（午前11時57分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 関根政雄君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の第1回3月定例議会におきまして、将来の村づくりの観点より、産業の振興、さらには人づくり、そして、支え合う村づくりの3点の質問を通告を申し上げました。村長、また教育長、ご答弁よろしく願いいたします。

まず、第1点目であります。

大学との連携と若者の発想を生かした村づくりについての質問でございます。

本村は、かねてより多くの大学生との連携を図り、教育者や学生の研修を受け入れ、交流人口の増加と地域振興に努めてまいりました。また、中山間の農業振興や環境保全を図るべく東京の農業大学ほかの学生を定期的を受け入れ、ゼミや部活動のフィールドを提供してい

ますが、その研究成果が本村の農業の振興に有効に活用されるべきと考えております。また、それらの研究の現状と今後の課題、方針についてお伺いをいたします。

さらに、大学と連携した村づくりや村内外の若者のアイデアを生かす村づくりが、村の継続的な活性化には不可欠なものと認識をしておりますが、若者や青少年の発想を生かした村づくりへの考え方も、あわせてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の質問、大学との連携と若者の発想を生かした村づくりについての質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、これまで鮫川村は多くの大学と連携し、村内産の農産物を利用した特産品の開発や農林業の分野における研究や実習地の提供など、地域振興、農村振興などのさまざまな活動を展開してまいりました。

特産品の開発につきましては、一定の成果があらわれているものと考えております。

農業の分野におきましては、特に東京農業大学との連携であります。平成12年4月鮫川村里山まるごと体験学校授業を開始以来、20年近いおつき合いをさせていただいております。その間、平成16年9月からは、豆腐やみその加工技術習得のために村の職員を半年間、当時の東京農業大学短期大学の醸造学部に派遣をしました。その技術が現在でも引き継がれております。

また、館山公園の整備にも緑地工学の実習として、歩道整備、ビオトープの整備、樹木の剪定などの作業のほか、調査研究の成果による森林整備の提案などもいただきました。平成21年度には、館山公園全体の植栽のデザインを手がけていただき、現在に至っているところであります。

こういったつながりもあり、平成22年6月には、村と東京農大との連携協力の協定を締結し、以前にも増した活発な農村振興の取り組みがされることになりました。平成25年度からは、村の土づくりセンターに隣接する圃場で、村の堆肥、ゆうきくんを施用し、堆肥施用の有効性を実証するための研究が行われております。これらの研究によりまして、堆肥の連用を続けていくことにより、将来的に環境負荷が改善され、収量や品質の向上につながり、さらなる収量、品質に期待ができるという結果が出ております。これらの結果は、試験研究に参加した学生が書いた論文を提供いただいたり、あるいは報告会を開催し、その成果につい

て共有し、営農指導に役立てているところであります。

今後は、堆肥の有効的な施用方法の実証や、水田周辺の生物にも目を向けて、循環型社会の形成と自然環境の保全に関する調査研究が必要になってくるということが論文に書かれていますので、その辺が今後の課題、方針かと思われまます。

次に、若者や青少年の発想を生かした村づくりへの考えについてお答えをいたします。

本村におきましても、少子高齢化が急速に進行しており、また、転出超過による社会減も進行しております。社会減の減少は、若者が雇用の場、あるいは利便性を求めて、他市町村に転出してしまうことが原因かと思われまます。鮫川村を活性化させていくためには、若者の流出をとめることは絶対条件であります。若者や青少年が求めていること、あるいは考えていることを実現できれば、人口流出に一定の歯どめをかけることができるのではないかと思います。

第4次鮫川村振興計画の村民及び中学生を対象にしたアンケート調査によれば、村に愛着を感じている村民は85.6%、中学生では62.6%、住み続けたいと思っている村民が80.5%、中学生では57.6%という結果が出ております。これらの結果は、ほっとできる里山の景観や、子育てしやすい環境、学校教育の環境が評価されているものと思われまます。その一方で、満足度が低い分野としては、路線バスの状況や道路の整備状況などの生活基盤分野、そして工業の振興、雇用対策などの産業分野が掲げられております。これらの分野は、一朝一夕では解決できない分野でもありますので、これからの鮫川を担ってくれる若者や青少年の発想を活かすことは大事なことでと考えておりますので、そういった行為には真摯に耳を傾け、皆さんとも協議しながら鮫川村の活性化を図っていきたくと考えております。

以上を申し上げ、8番、関根政雄議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 大学との連携を長年続けられて一定の成果が上げられる、上がる見込みであるというご答弁でしたが、多くの方々が鮫川村大したもんだないと、こう一口に言われまして、当然、長年大学との連携を図り、そしてまた多くのフィールドを提供して、さらにはまた循環型農業ということをいち早く手を挙げられて、そして、堆肥センターをおつくりになったと。

先ほどの村長の答弁では、学生たちが研究をして、そして堆肥の微生物とか、里山の中山間の水田の研究をされて、それで一つのレポートで報告を受けたというお話でしたが、さらに私たち村の村民とすると、そこまでの成果を今度どのように、大変今農業政策が本当に国

の政策が中山間向けでない政策になっていながらも、本村の農業が大変低迷しているというか、困窮しているというところに、その研究成果がどのように反映して、そして、その堆肥を使った米が本当に甘みがあって売れるんだよというところを立証して、付加価値をつけたものにつなぐことが我が村の大学生を誘致した、またあれだけのフィールドを提供している意味合いがそこにあると思うんですが、村長、その先、本村の農業にどのように利活用して、村民に有利になるような生産体系が確立できるのかというお考えはどのようにされているのかお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根政雄議員は、しっかりと鮫川村の農業を見定めている議員かと思われま。おっしゃるとおりであります。東京農大と仲よくしても何の成果も私は得られないと思います。東京大学をいかに上手に鮫川村の農業に取り込むかが一番の問題であると思っております。

これからの農業は、私は高校卒業だけの知識では、果たして社会に立ち向かう農業ができるのだろうかという懸念を抱いておりました。東京農大と仲よくすることによって、余りお勉強しなくても東京農大にストレートで何人かの卒が鮫川村からできる。そういった希望を持った子供たちが生まれるということを期待したわけですが、なかなか今、農業に魅力を感じる農家が少なくなっております。農家のお子さんが、子供に、お父さん、お母さん方が農業を継ぐよと言われたときに、おまえ何を考えているんだと、今の農業で生活できているのかと、逆に子供を叱りつけるそうです。そういったことじゃなくて、お父さん、お母さんに自信を持ってもらって、私は子供たちにしっかりと鮫川村の農業を守っていただくために、東京農大との連携が必要だったと思っております。

今、大変私は、これは国家の責任だと思います。もう少し地方で豊かな生活をできるように、中山間地で兼業農家でもしっかりと農業に親しむことができる。こういった農村環境を構築することが政治の責任だと思っております。

国会議員の先生方には常にこう申し上げております。私も常に支持している政党が、いつも農家のことは思うんですけども、実際に何を先生やってくれるのか、実際に困っているの先生わかりますかと訴えております。まず今、日本の国の政治は、国家予算が100兆円を今超えようとしております。そんな中で防衛費が5兆円を超えております。農業政策費はせいぜい2兆円です。こういったところで果たしてその地方がよくなるのか、地方創生だという言葉、お上品に並べておりますが、今度の高校の教育問題、学校の編成問題もそうです。

地方のためにお役に立つ、幾らかでも日本の国家資金を使って地方のためにお金をかける、努力する、地方の振興に役立てるということを考えれば、分校の閉鎖などとても考えられない施策であります。こういったことを先生方にしっかりと訴えながら、農業ももう少し経済的な産業になるように、やはり元気が出るまではどうしても国の政策の支援が必要ではなからうかと思えます。

こういったことで、いつもお話するのが民主党政権時代の個別所得補償です。個別所得補償の中には、一反歩幾らの1万5,000円、あるいは7,500円の米の直接支払制度もありました。こういった制度の確立こそが地方を元気づける源だと考えております。こういったことで、大変厳しい中ではありますが、鮫川村が少しでも農家に役立てるように、そして、今農家の子弟が大学を出て鮫川に戻って百姓をした場合には、借りた奨学金は返さなくてもいいんですよと、そういう制度までつくっているんです。特に皆さんにお叱りを受けましたが、この制度は、農家だけなんです。農業者だけということで最初始まったんですよ。今はちょっと枠は広がっていますが、こういったところもう少し皆さんと一緒にPRしながら、これから農業は、こういった大学を出てしっかり学んできた人がリーダーシップをとって鮫川農業を引っ張ってもらおう。

今、GAPの取得も、FGAPですが、鮫川村で今、2人手を挙げております。1人は確定しました。ですが、これGGAPのほうがいいですよ、FGAPじゃなくて、GGAPをとれるような農家を育てる、支援する、こういったことがやはりこの大学の教育にかかわっていると思えます。今の鮫川の農業者で、自立している農家は、皆さんそれぞれそういった高等教育まで受けている子供たちが、子弟が多いです。こういった現実を踏まえて、ぜひこの東京農業大学とももう少し連携し合って、また鮫川中学校の子供たちにもしっかり農業大学との連携を指導しながら、今、修学旅行で31年度からは東京農大のほうまで回ってくるようなコースを今考えてもらっているそうです。大変ありがたく思っております。あの学校周辺を、キャンパスを見学してきたときに、こんな学校で勉強してみたいと思う子供たちが一人でも多く生まれて、鮫川の農業に元気が差してくれればいいなと思っております。

この鮫川村で今訴えております環境保全型の農業、これは東京農業大学の指導であります。こういったことも、今、青年のこたしの主張大会で、あの子供は小学生だったかな、小学校6年生の子供の中には、そういった自然環境の鮫川村の誇りと思っている環境を訴えている少年の声もありました。こういった人たちによりやく気づいてくれたということで、鮫川の自然を守りながら農業を、産業を育成したいという思いが大きくなれば、またこのような課

題も実現できるのではないかと思います。

そういったことで、これから先も、ぜひこういった学ぶことの必要性、東京農大、あるいは大学との連携の必要性を訴えながら、鮫川の農業の振興、村の振興に努めてまいりたいと思います。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 堆肥センターができて久しいかと思えます。私どもも、議員時代に茂木の堆肥センターを視察をさせていただいて、循環型農業の基地をとということで、現在、村内の畜産農家の受け皿づくりと、また、水田や野菜の有機栽培ということで、連日、今の時期、堆肥センターからも多くの堆肥が搬出されるものと見ております。

堆肥センターの敷地内に、まきセンターの奥に研修棟があります。たまに通ると煙が出ているようなときもあるようでありませけれども、当時、大学生等の研修棟ということで、おつくりになったと記憶しておりますが、研修棟のどのぐらい頻繁に学生たちが使用しているのか、それとまた、もう一つは奥に、前に新規就農者が住んでおりましたが、旧の立派なお宅を周りの敷地を村が、建物敷地、また耕地まで合わせて購入したと、今、空き家になっているような状態だとお見受けしましたが、ああいった研究棟、それからあと周りの水田でどの程度頻繁に研究をされている方が、どのぐらい年間来られているのか、さらには空き家となっている村が改修した家屋、今後どのように活用されるのかということ、2点についてお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まずは、おただしの堆肥センターですが、平成18年よりこの計画をさせていただきました。これは循環型農業の形成ということで、茂木に視察に行き、まず堆肥の生産を考えたのは、畜産農家が適正規模で、適正規模といいますか、普通の今までの畜産ですと自分の農業のために使う堆肥の供給ということで、五、六頭が限度だったんですね。五、六頭、10頭以内ですと、そのできた堆肥は十分自分で消化できたんですけども、今、畜産のほうも多頭化になってきました。30頭、50頭、今はもう100頭農家になってきました。こんな農家の人は、堆肥が産業廃棄物となってしまいます。捨てる場所に困ります。そういったことで、こういった盛んな畜産農家をますます盛んにするために、そういったお手伝いをしながら堆肥を必要とする農家、今、専業化しましたから、畜産をしない農家も多いんです。田んぼや畑あります。こういったところに、そういった畜産のない、家畜のいない農家

にお世話しようということで始まったのが堆肥センターであります。

まず、18年に計画しましたのが、いろいろお金のない村でありますから、都合よく国の、あるいは県の支援事業、補助事業を狙いまして、4億ほどかかりましたが、平成25年2月に完成ということであります。ほとんどが補助金、あるいは交付金で建て、村からの持ち出しは、せいぜい6,000万、一般会計からの持ち出しは6,000万ほどでき、仕上がった堆肥センターであります。その有効利用はどうなっているのかというお尋ねであります。まず、あの付近にあったもともとの堆肥センターの周りの持ち主でありましたその方が、家までということで、その家を建てて、それこそ10年ぐらいのせんがい造りの家を村で買い受けたわけですが、あそこにたまたま地域おこし、緑のふるさと協力隊の経験者が鮫川村で農業に就農してみたいということで、3年間の国の補助事業を使って入ったんですが、2年でバンザイして去年帰ってしまいました。こういった後で、今、あいております。

あと研修棟の利用ですが、あその研修棟は、東大の先生方にあその田んぼや畑の堆肥の効果等を検討してもらうための研修棟で利用してもらったんですが、最近の利用等については、担当課ではわかるかな。それでは、利用頻度のほうについては、直接関係ある農林商工課の課長にお答えをさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

○農林商工課長併任農業委員会事務局長（渡邊 敬君） ただいまの連携施設の利用の状況ということでありますけれども、農大の学生たちが田んぼの作業に来た際にですから、田植えの時期とか、あるいは夏の草取りの時期、あるいは稲刈りですね、そういった節目、節目のときにここに来て作業をするときの施設ということで、利用をしているようであります。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 東京農大の水田の体験に利活用されているということですが、その研究成果をどのように先ほど村長が再質問に対して答弁はしていただきましたが、どのように村の生産農家が有利になるように反映できるかというのには、多分時間がかかると思います。多分研究は、私は研究者でないのでわかりませんが、何遍も繰り返して、間違いない品種とか、それから食味とか、甘みとか、あと野菜のそういったものをデータとして出して商品化、また新しい品種を開発するなんていうのは長年の時間かかるとは思います。それは一長一短、すぐに結果を出せというほうもやっぱり無理かと思えます。

それで、今、堆肥センターの堆肥を使って、そして大学と連携をとって、研究成果が表に出て、そして、それを手・まめ・館で、うちの村の農産物だとして推奨できるようなワッペ

ンを、過去には何か張っていたんですね、ゆうきくんか何かの。そういったものを表にぼんと出してやっぱり付加価値をつけて、さらには私この3番目にファンクラブという、それを質問しますが、そういった方々へとか、消費者にPRして、せっかくあれだけの研究棟をつくってお金をかけた。そしてまた、フィールドを提供した。その成果品を村の農業者が、もっと高く売れると、お金に1.5倍には無理かもしれませんが、ちょっと高目に売れるというところの勇気づけをつなげていかないとならない施設なのかなと思っています。

村長、最後にその今後の付加価値をつけた村農産物の研究、それから販路拡大、さらにはよその農産物との差別化、それに対してお考えをお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今までの研究の成果を物語として作品に転嫁できないかということですが、これらも今度のふるさと財団の指導会で十分お話をされていました。鮫川には立派な全国に誇れる商品が、私、数日の村との研修だったが確認されたと、ただ、その物語が少ない。やはりその商品にはしっかりとした物語をつけて世に出すべきだというお話をいただきました。

私も先生方の言うとおりでと思います。きな粉とも、じゅうねんとも、えごまとも、みんな日本一の商品だと思っておりますが、物語が少ないようであります。この物語には、この東京農大の力をかりてできました堆肥センターのゆうきくん、ゆうきくんあたりの活躍をしっかり使うことによって、堆肥を使うことによって化学肥料や農薬を抑えることができた。そして、そのほかに連作障害まで抑えることができたんだというゆうきくんの物語をしっかり商品にお話をつけてやれば、もっと利用者が、これは化学肥料を使っていないんだ、農薬を使っていないんだ、そうやって利用頻度も高まるのではないかと思います。

そういったこと、今度のふるさと福祉の財団の先生方の指導によって、手・まめ・館の従業員もしっかり確認はできたと思います。こういった物語もしっかり東京農大で裏づけされました、実証されました。農家の人もそういった連作障害の防止なんかには、農大の成果表を見ながら指導会は毎年やっているんですね。こういったのを成果をいただきながら、商品に物語をつけて販売活動に、そしてまた、新しい商品なんかもそんな中で生まれてくるのではないかと思います。こういったことに期待しながら指導していきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 先般の先生のお話にも、村の哲学の可視化と、哲学があるのであれば、それが見えなくてはならないという極意があつて、まさしく今村長の答弁のとおりだと思

ます。

実は、村内の方にコメタロウという絵本をつくられた方がいらっしゃいます。これ手づくり絵本です。孫さんが絵を描きましたということで、非常に中身が感動的な絵本であります。どうかゆうきくん、物語、本当に絵本で子供にわかりやすく、中学生にもわかりやすいような村の農業の基本的な哲学がわかるような、そういったものも提言をしたいと思いますので、新年度以降また、そういった農業の子供でも見てわかる、夢があるような、そういう村づくりに村長のご答弁期待をさせていただいて、1つ目の質問は終わらせていただきたいと思います。

さて、次は青少年のキャリア教育とふるさと教育の推進ということで、教育長にご答弁をお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

村の将来を担う青少年の多種にわたる体験やキャリア教育が、第4の教育とされるふるさと教育が大きく形成されるものと認識をしております。鮫川村を愛する児童・生徒の育成のための総合学習や、キャリア教育、そして地域の伝統文化や行事への積極的な参加など、推進すべき課題は数多いと考えております。新年度の教育方針とあわせて、青少年のキャリア教育やふるさと教育に対しての教育長のお考え、また指針についてあわせてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員の2番目のご質問にお答えいたします。

児童・生徒がよりよく教育目標を達成するために、学校では一連の教育内容、方法の計画を立てて、実践・省察という循環の中で行われております。学習指導要領は、国としての大きな基準です。ですが、各学校ではそれを子供の置かれている状況や実態に合わせて具現化を図るものであります。これからの社会で求められる学習のあり方は、次の4点に要約できるかと考えています。

1つは、何を知っているか、知識。2つ目は、知っていることをどう使うか。3点目は、社会にどう参画していくか。4として、どのように省察し、学ぶか。こういうことになると思います。幸い、小・中学校ともおただしのふるさと教育や、キャリア教育を見直して準備を進めているところでございます。

具体的には、鮫川小学校では、これまでの反省に立ち、一まとめに鮫川学という大きなま

とまりで、鮫川中学校でも同じような趣旨で鮫川村のよさを知り、愛着を持ち、そこに育つ自分に誇りを持てるよう、地域の方々と直接かかわる活動や、地域について学ぶ活動を進めます。また、学校で行われているキャリア教育は、わだちとも言いますし、積み重ねということでもあります。

キャリア教育では、キャリアを人が生涯の中でさまざまな役割を果たす過程で、みずからの役割や自分と関係を見出していく連なり、積み重ねといたしております。こう定義づけると、地域社会で活躍する人々や、親の役割がとても重要になってまいります。学校が地域人材の活用を十分にできるようにするためには、先ほど北條議員のときにも申し上げましたけれども、学校地域支援本部の組織づくりと協力がぜひとも今後必要になってくるかと思っています。

なお、今回の学習指導要領は、社会に開かれているものを目指しておりますが、地域の理解や支援を求めるだけの学校ではなく、学校が地域社会に役立つという双方向を目指そうとするものであります。

以上、8番、関根政雄議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 鮫川中学校に毎年、壇の岡祭にお呼ばれをして、子供たちが村内の施設、また役場とか、さまざまな職場に訪問をして体験を重ねたビデオですか、動画といいですか、それを拝見させていただいて、1つは、ふるさとを知るところから子供たちが体験をして、それを発表をするというところ、非常に心和む子供たちのユーモラス、また、村の人とのかかわりを見せていただいております。

小学生も中学生もキャリア教育はこれから大事だと言われてから、もう既に10年以上たっておるかと思いますが、実は、教育長の答弁にもありましたとおり、地域の方々と接するような、そういった教育をこれから計画していきたいという答弁だったんですが、村の中にはさまざまな人材がおいでになります。また企業主もいらっしゃいます。名人もおりますので、そういった方々と一緒に村をもう一度見詰め直すということもしかりでしょうし、大先輩たちの実話、体験した実話、これを聞くことも一つの大きな地域の社会教育の一つだなど思っておりますが、そういった具体的な村の人材を教育現場にお招きするのか、子供たちが足を運ぶのか別として、そういったお考え教育長におありなのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 具体的には、それぞれの学校の校長の、職員の総意に基づいて決めることになると思います。

ただ、教育委員会としては、常々校長先生方と共通理解を図っておりますことは、まず地域にどういう方がいらっしゃるのか、どんなことができる人がいらっしゃるのか、割とわからないんですね。これが実情でございます。

そこで、私としては、先ほども申し上げましたように、地域にこういうすばらしい個人的なもの、それから組織が、例えば、建築の大工さんを一人とってもすばらしい機能を持っている。農業もしかり。そういう方々と接する機会が具体的に指導に当たる先生方が割と少ないのではないかと、また、保護者の中にもある専門に関しては詳しい方がいらっしゃいますので、まずはそういうものをリストアップして、それで、できるだけ学校から出向くことも必要ですし、学校にお招きすることもできるかと思っていますので、とりあえずそういうリストアップと同時に、できれば学校においていただければありがたいなと思っています。

具体的に、子供というのは知らないことを知ったときの感動というのは、我々大人以上の喜びがあります。ですから、先ほど具体的にありましたけれども、農薬の話の一つとっても、あるいはおいしさということをとっても、子供たちは目を丸くして聞き入る存在でありますので、そういう子供たちのためにも、そういう組織を立ち上げ、一緒に進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） この議場におられるほぼの方々、幼少のころ間違いなく農作業とか、家事手伝いをしながら家族の中で一員として必要とされてきたので、昔はキャリア教育なんて言葉なかったもんね、こんなのね。今、子供たちの体験がどうしても少なくなっていて、スポーツと学力は伸びたにしても、それに準じた精神力とか、社会で生きていく力とかがどうしても欠けていくというところに、このキャリア教育、体験もあわせて地域を見直すというところが、ここ十数年叫ばれているのかと思います。

今、教育長の答弁にもありましたとおり、提案をさせていただきたいと思うんですが、今、第1問目で農業の問題を質問しましたけれども、確かに農業で食べていくことは難しい。本村で難しいとされておりますけれども、実際、企業として、農業法人としても、全国に本当に有数な畜産農家の方々とか、そういった方々がこの村に実在されております。また、逆に建設業とか、それから全国に屈指のそういった建築関係の会社を経営されている立派な経営

者もおられますので、そういった方々の話というのは学校の先生で聞けないものが当然おありだと思います。

それと、もう一つ逆に、今地域医療のお医者さんが足りなくて、大きな日本国中大問題になっていると思いますが、地域医療に本当に生涯をかけている方々、村長もお医者さんのご兄弟、子供さんいらっしゃるからそういう医療関係の人たちの熱い話って、子供たちにも大変心訴えるものがあるので、ジャンルは問わず定期的にやっぱりそういったお話か、村内だったならば出向く外部講師だったならば、ほかから来ていただいてお話をいただく。中には全く村の産業に特化しないで、別な分野の方々でもいいんですけれども、そういった話を聞きながら、子供たちが大きな夢を育むきっかけづくりができればなと思いますが、そういったところまであわせてキャリア教育と子供たちの体験、あとふるさと教育ですね。

先日こども議会がありまして、多くの子供たちからさまざまな提案がありました。中にはデマンド交通、高齢者が行きたいときにできるような、そういう交通システムを構築してほしいという子供が言って私もびっくりしましたが、確かに子供たちってテーマを与えてもらったり、その村の中をよく隅々まで見ているという現状があそこで出ているので、どうかそういった教育長から今答弁いただきましたけれども、キャリア教育、そしてまた、ふるさとを大好きになる子供を一人でもふやして、あとはもうこっちに向けてもらおうと、高学歴で村内から離れて活躍している子供山ほどいますから、優秀な子たち、その子たちも常々頭を向けていただけるような、そういった教育もあわせて新年度以降、ご期待申し上げます。

それでは、次の3番目の質問に入らせていただきたいと思います。

3番目は、鮫川村支援者の一元化と支援組織の創設についてであります。

本村の急激な人口減少は、村民はもとより村外の関係者も大きな危機感を抱いております。生まれ育った風光明媚な鮫川村の里山の原風景を愛し、多種にわたる支援を継続していただいている方々や、財政支援をされている個人や企業の関係者も大勢おいでになり、感謝にたえないところでございます。今後の村の継続に当たって、鮫川村への支援者及び応援者（ファンクラブ）としましたけれども、応援してくれている方々の一元化を図って、常に情報を公開しながら互いのメリットが生じるような支援者、クラブの創設を提案をいたしますがいかがでしょうか。

また、第4次振興計画のテーマは、つながりで支え輝く村づくりとしましたが、お互いに支え合う村づくりについて、村長に改めて、再度、この第4次振興計画があと数年で終わろうとしておりますが、それに対してのお考えをお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の鮫川村の支援者の一元化と、支援組織の創設についてのご質問にお答えを申し上げます。

議員おただしのとおり、本村には東京鮫川会の会員の方々を初め、ふるさと納税に寄附されている方々、東京農業大学の先生、学生の皆さん、東京都の北区、目黒区、世田谷区経堂の方々など、多くの方々の支援をいただいて諸事業に取り組んでいるところであります。これらの方々のうち、ふるさと納税で寄附をいただいている方や、以外の皆さんは、1月に開催されている東京鮫川会の新年会の際に、代表の方々においでをいただき、親睦を深めるとともに、情報交換の場として利用していただいているところであります。

鮫川村で開催した地下水サミットにおいても、おいでいただいた北海道の東川町では、写真の町ひがしかわ株主制度として、東川町を応援しようとする方が、東川町への投資によって株主となり、まちづくりに参加する制度に取り組んでいるようであります。東川町ならではのプロジェクトの中から、投資をしたい事業を選び株主証となるカードの発行や、株主の優待のほかに自治体の寄附に該当するため、ふるさと納税として住民税など、税法上の控除を受けることができるというものであります。

本村では、村を応援してくださる方々はもちろん、何らかの形で本村とのつながりができる方々も含め、そのような支援者の組織が図られれば、関係人口の増加につながっていくものと思われしますので、内容については今後検討させていただきたいと思います。

第4次振興計画のテーマ、つながりで支え輝く村づくりは、村民が世代を超えたつながり合い、一人一人が輝く村づくりと、鮫川村とつながりのある人々、歴史や伝統、文化とつながりたい人々とのつながりを大切に取り組む村づくりと捉えております。こういったつながりを大事にしながらの村づくりでありますから、こういった支援者の組織化が、これまた有効な手段かと思われれます。この4次の振興計画の中で、こういったこの理想とする基本目標でありますから、これらの締めくくりの中で、こういった関根議員の支援者の組織化、とてもおもしろい、そして、取り組んでいく事業にふさわしい提案かと考えております。しっかり検討させていただきたいと思います。

以上申し上げ、8番、関根政雄議員の3つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村の言葉にさぐぐ呼ばれるという言葉あるのだが、せっかくごちそう出してくっちな、さぐぐ呼ばれっばいと、やっぱりご厚意をきちんと真摯に受けとめて、お預かりするというさぐぐ呼ばれるという言葉が私は大好きです。

東京鮫川会にない、行くと何年も前からさまざまな人に切り抜き、あんた議員さんだよなんて言われて切り抜き持ってきて、これ新潟県の何々村だって、あんたの学校俺入っているんだと、定期的に呼ばれて行くんだって、鮫川もこれやってくれよと、随分前に宿題をいただいて、なおかつ、今回の新年会に行きましたらば、鮫川会の人に、議員、カード持っているのかと言うから、私余りカードで銭おろすというのは不得意なので、さまざまなカード持っていますと、俺も10枚持っているんだぞと、鮫川ファンクラブつくって、このカードつくって、これで決済じゃなくて会員証をつくって、これで今どこに行ったらカードで会員証をつくって、お互いにメールでやりとりとか、月に、今一斉メールだからすぐにびよっと流れるんだぞという話をいつも東京鮫川会の方々からされます。

はっきり言っておめえの村は広報下手だって、いや全く申しわけございませんという返事をしてくるんですが、やっぱり情報発信、それから広報、今の情報にのっとった発信の仕方というのは、もう少しうまくつくれば、うちの村まだまだふるさと納税もちよっと考え直しましょうと、総務省からあるようですけれども、ふるさと納税、それから村が大変なときの支援策とか、いろんな情報提供もあわせて、村長のほうから振興計画の仕上げとして取り組むというご答弁ですので、ぜひともまた役場職員の中でも、職員間でも協議をしていただきながら、なおかつ東京鮫川会関係の大学の教授等々と相談していただいて、わかりやすく誰でも参加できるような、そういった組織の構築を大変期待しております。

以上で、私の3問の質問を終わらせていただきます。4年間でしたけれども、きょう最後の議会ということで、村長、または教育長、本当にご答弁ありがとうございます。また、職員の皆様ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 31年、第1回の今期最後の一般質問ということで、村長に答弁を求めたいと思います。

宿泊施設の取得について、民間廃業旅館の買収について昨年全員協議会にて示され、権利

譲渡手続の件で先送りになっておりましたが、先月、再度の全員協議会にて、その進捗状況が一部示されました。村長から後見人が確定されたということで、その後も話し合いがされておるかなというふうに考えておりますので、その状況についてお聞かせ願いたいと思います。

また、実現可能となれば、さざり荘利用客の宿泊業務運営ができるが、その場合、懸案となっておる交流施設ほっとうすの閉鎖や経営移譲、または処分などをすべきと思うが、村長の決意、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の質問、宿泊施設の取得についての質問にお答えを申し上げます。

昨年、10月29日に行われました議員の全員協議会の中で、民間の廃業した旅館を取得することについてご説明をさせていただきました。取得するものは、土地、建物及び温泉の権利となりますが、それぞれの所有者が異なっております。土地については、長男が所有されておりますので、現在は相続人の奥様が所有となります。建物については、経営者の所有となっております。それぞれの権利取得に当たり手続が困難なものがあり、契約に係る交渉については、これからの対応となっております。

困難な手続とは、経営者が現在病院に入院加療中とのことですが、病の症状により判断能力が不十分と思われ、契約当事者として適当であるのかが問われるおそれがあるため、法定成年後見制度の成年後見人を選任しての手続となるようであります。家庭裁判所への申し立てから、法定後見の開始まで4カ月ぐらい要するため、その手続をしていただいておりますが、1月26日、成年後見人に弁護士が選任され、1月28日から法定後見が開始した旨を親族から連絡をいただいたところであります。2月下旬から成年後見人との建物の取得に係る交渉を進めているようであります。村での取得できたときには、またどのような形態での経営を行うか、改修工事はどうなのか、営業許可と、営業開始まではそれぞれ相応の時間が必要になってくるのではと思います。

前田議員から、交流施設ほっとうす・さめがわの今後の経営をどうするかとの質問であります。余り前田議員はほっとうすが好きではないようではありますが、ほっとうすは都市との交流施設として、あるいは葉貫地区のにぎわいづくりとしては、それなりの役割を

果たした施設であったと、私は認識をしております。

今後の利活用についてであります、これから取得できた旅館の営業の見通しや、宿泊客数や客層の状況から判断してまいりたいと考えております。この営業開始までは、ほっとはうすの今まで利用していただいた方々に不自由をおかけしては申しわけないと考えております。特に7月になりますとN響の利用があります。こいつたことでN響さんにも迷惑をかけるないように、ことしの私の思いでは、休業しながら営業してもらおうと、そんな形でのほっとはうすの利用ということでご理解をいただければと思います。

以上で、9番、前田議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 1月26日に後見人が確定されて、その後の話し合いは何回かされていると思うんですが、交渉等の経過についてはどのようになっているか、それをお聞かせ願いたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 担当者が後見人とお話をしている中で、村で提示させていただきました金額の明細について質問されているようであります。これらの明細が土地に幾らの評価をしているのか、建物に幾らの評価をしているのか、この辺をしっかりと裏づけをした資料を提出して、後見人の理解をいただきながら取得に向かって全力で取り組んでいるところであります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 資産評価ということになれば、これ村でまず最初に課税評価でもってよくわかると思うんですよね。建物、それから土地、それと大体あの建物は築何年かちょっと聞きたいんですが、十数年以上たっていると思うんです。計数とか、そういうものは税務係のほうで調べればよくわかると思うんです。ある程度、村ではどのくらいの取得金額というのは、ある程度こちらからも提示されるつもりでいると思うんですが、10月ですか、最初の全協のときに村長が、取得金額約3,000万というふうなこと申されましたね。それで、3,000万は鉄骨だから云々という話はされましたけれども、まず基準となるのは、先ほど申し上げた評価額、それが基準になると思います。その評価額に対しては、ある程度把握されていると思うんですが、その評価額は幾らになっていますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 村の評価金ですと、3,000万を超えているんです。ただ実際に、果た

してその3,000万の評価の価値があるのかどうかというのは、今度は買い手側の考えになるわけですね。それと、修繕を要する箇所が多く見つかりました。この辺で土地と合わせて、そのぐらいの金額だと私は議会の理解は得られるのではないかというお話を前にさせていただきました。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 取得については、ある程度私も、前にも申し上げたとおり、これは反対はしないつもりでおりますけれども、それと絡みで、宿泊施設、一昨年村長も、この前の定例議会でも私、討論いたしました。その内容についてはよく承知されていると思うんですね。村長が経営悪化が続く場合には、即閉鎖するというのを我々議会でちゃんと公約されたわけですね。

それで、その後2年間の財政状況を見ると、まことに村長も啞然としたというような答弁されておりましたけれども、まず経営方針からして、どんな子供でもできないような赤字財政を今まで継続されてきたというような状況、それに加えて、今回は宿泊施設、これは当然ほっとはうすで収容し切れない、それから施設の内容からいってもまことにお客さんに対する接客サービスができないというような状況、まして一番肝心の温泉、それが水風呂沸かしてつくるような温泉で、お客からも不評を買っておると、また不評を買うだけならいいけれども、先ほど言ったような赤字経営が続いておりました。昨年も1,300万円以上の持ち出しを図っておると、そういうような状況を継続される上で、また民間施設を取得、その民間施設を取得した場合でも、決してほっとはうすがなくてもこれは運営できると思うんですね。

前回東京農大の研修生が入ってくると、それには間に合わないから宿泊施設を維持するというような答弁をされましたけれども、決して今まで営業されたつるやさん、名前出していいと思うんですが、つるやさんの場合は、ただ今2カ月ほど休業しているだけでもって営業権とか何かは放棄していないと思うんですね。保健所の許可も当然取得されておるし、風呂も使えるし、ただ、修繕箇所もあろうかと思っておりますけれども、それからその取得を実現されて、お客を誘客した場合、そうした場合に不都合があったところから修繕していけばいいんですし、決して不便を来さないと思うんですね。それから、宿泊がそれで不足の場合には、村で山王の里ですか、それから、今民間で一生懸命頑張っている民宿、そういうものにお客を振り分けるような、そういう利用方法もできると思うんですね。そうすれば決して不足に備えることは不可能ではないというふうに考えるわけですが、その点について村長お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今の武久議員の質問は、ほっとはうすをまだ使うのかという質問であります。実は、廃業になった旅館は、保健所に廃業届を出しております。ですから、今後あそこで客をとる場合には、どなた様がやろうとも、もう一度旅館業の届け出をしなくてはなりません。その届け出のためには、いろいろな衛生上の施設の整備が伴います。ということですので、かなり修繕するには時間がかかるのではないかと考えております。

ただ、この旅館の営業云々でなくて、ほっとはうすですが、今回は今ほど申し上げましたようにお休みの休業の状態の中営業していただきたいという旨は、ほとんど休みと考えて、ただ予約があった場合だけ臨時に営業して、何とか鮫川村に一つの宿泊施設、朝食から夕食までしっかり出せる施設はないんです。そういったことで、村に1つぐらいは常に営業できる状態で旅館もあってもいいのだという思いでありますので、ご理解いただきたいと思えます。このほっとはうすは、できればこの31年度中には、恐らく前田議員の考えているような施設になっていくのではないかと考えます。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） ほっとはうすについては、これは平成7年から運営を開始しているわけですが、実際あの建物に対して、これは住民のほとんどは、寝耳に水というようなところで、ああいう施設が建設されたような経過に至っているわけなんですよね。村長も4期間もなく終わるところなんです。4期の間、あそこの指定管理、指定管理は後ほどなんですけれども、管理者、当然、今現在いるわけですが、当初のことは村長、行政にかかわっていないからわからないと思うんですけれども、なぜあの地に、あのようなところにああいう施設がつくられたというようなこと、今、村長4期やってきて考えてみて、そういうこと全然不思議だった、心当たりになるような思いはなかったんですか。それをお聞かせいただきたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、私が村長に就任した当時のほっとはうすの位置づけは、ちょうど都市との交流施設で、特に東京農大との交流でなくてはならない施設と、こう考えておりました。あの場所的には、ああいった山村で、特に葉貫地区というのは大変行く末が案じられた地区であります。この葉貫地区の皆さんを救うためにも、あそこの場で雇用の場所という私は捉え方をしておりました。あの地区で皆さん、葉貫地区にあの当時9軒ありましたから、9軒のうちそれぞれが皆さん出て、お米やら、野菜やら出して、そして営業まであの地

区で賄ってくれたらいいなと、ほっとうすを中心に葉貫地区の盛り上がり創出されればいいなという思いでございましたが、なかなかそういった農家の皆さんには、ほっとうすの営業力までというのはなかなかできなかったようです。

もちろんああいっただけ場所でもありますから、私など行っても直接営業に当たられても容易でなかったのかとは思われます。ですが、当時からしてみると、そういった村の思い、都市との交流施設にはああいっただけ地域で朝も目覚め、周り何も邪魔をするものもない、そんなところで生活したい都市の住民の思いをかなえさせる恐らく場所ではなかったかと思えます。

こういったことぜひ理解をしながら、当時のあの施設をつくった人は、芳賀文雄さんになるのかな、恐らく芳賀文雄さんの思いは、一番は今申し上げたように、葉貫地区の皆さんの盛り上がりかな、あの地区もコンニャクとお米で生計を立てていたんです。ですが、米は年中、平成7年ごろは3年に1回は冷害を食った地域なんです。米づくりにはとても合わない地域で、米にかわっての産業ということで、恐らく苦勞したのではないかと思います。そういったことを理解して、ただそれが芳賀さんの思いが地域住民に伝わらなかった一部はあるかもしれません。そういったことで、今こうやって私も反省しながら、これから先あの地区の皆さんを思ったときに、どういう形であの建物をあの地区に残したらいいのかなという今、思いでおります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 前代の村長が設立して8年後に大楽村長が引き継いだわけですね。それから芳賀村長の思いは、そういう思いだったかどうか定かではありませんが、村長が、それから以後、現在まで引き継いできて、当時いろいろ試行錯誤しながら経営改善を図ってこられたような努力は私も知っております。しかしながらいずれも失敗しているということで、その結果として、貴重な財源、村民の貴重な税金、税収をあそこにつぎ込んできた。約1億3,000万円以上ですね。そういう状況の中で、我々にちゃんと約束しているわけだね。何で、俺は村長の意図はわからないんです。これはもう自分が任期中は絶対あそこは離さない、閉鎖させないと、そういう意図が私はちょっと感じられる気がするんですよ。これは一回約束したものは、ちゃんときちんと約束を果たすべきですよ。

過去にも何回か言ったけれども、村長3回ぐらい大きなうそをついているんだよね。今から10年前の、今の介護施設、みやぎ会、あれを誘致するのに村で助成金を出したいと、1億4,000万ですよ、それを出させてもらえれば、ひだまり荘の包括支援センターの事業のみを残して、あと介護事業全部みやぎ会に移譲すると、言いたくはないけれども、その後手・ま

め・館の、それから堆肥センター合わせた民営化、そして今度はほっとはうす、そしてまた、この4期のうちに疑惑を持たれるような鍬木田配水池の件、建設食らって寄附金だと称してこの間返してよこしたお金、そういう問題とか、そのほかにもっとありますよ。

しかし、我々議会も責任の一因ありますから、これは承認してはきましたけれども、そう何回も任期うちに約束したことを村民にうそをついてそれを通すと、何かあるんじゃないかというふうに私思うんですよね。ほっとはうす、あそこ自分が執行者でいるうちは絶対離せない。別にほっとはうすがなくなっても、全然つるやの問題、いつ取得するんですか、それ、いつ取得する気持ちで今交渉しているんですか。その辺をお聞かせ願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず私は任期があと6カ月です。この6カ月のうちにこのつるやさんの跡地は何とかしたいということで、職員にはハッパをかけております。あとは、もう一つ大事なものは、中心地の活性化対策の具現化です。これは何とか思いを遂げたいなということで、今考えております。これはしっかり私の代に道筋をつけて、次の世代に交代、引き継いでいきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） そうすると、その交流施設の閉鎖というのは全然考えていないということですね。それと、31年度の予算、まだ一般会計からの持ち出し、約800万か、790万ですね、それを予算編成されているわけですね。これに対しては我々同僚議員も、こんな予算編成、これは当然、どっちか通るんだろうというふうにみんな考えているんですよ。私は、同僚議員には強要しませんけれども、今度の議決、はっきり言ってどっちか決断をしない場合には私は反対しますよ。どういうつもりでことし1年、31年度目いっぱい運営させるというようなつもりで、そういう予算編成されたのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ほっとはうすの件につきましては、たびたび途中で補正予算で増額をさせていただきましたのが昨年の実績であります。ことしの800万にしたのは、今のあの廃業した旅館のことを考えますと、決して31年度3月いっぱいまでやる必要はないなという思いで予算を編成させていただきました。

大変申しわけないとは思いますが、今まで大変私は、前田議員とは違ってあのほっとはうすは評価をしております。あの地区のために随分役にたった。そして、鮫川の農業の振興のために、東京農大との親交のために、おつき合いのために、あるいはNHK交響楽団の皆さ

んのおつき合いのために十分な役割を果たした。それが1億3,000万になろうと、5,000万になろうと、それはそれで鮫川の、時の毎年毎年の課題の中で解決できたことだったと私は考えております。決して無駄な投資ではなかったと、それが前田議員がどう評価されようと、それは勝手です。私は立派な施設で、ご苦労があった施設ですから、ただご苦労さまでした。今後、こういったことでまだまだこのほっとはうす上手に皆さん利用してくださいねということで、次の代の人に、利用者に引き継いで31年度は終わりたいと考えております。こういった形で、あの地区の皆さんが勇気を出して引き継いでいただければ幸いです、そうでないときには一般募集も考えなければならぬかと考えております。

そういったことで、ぜひ皆さん方、前回は議会が割れました。そうでなく前向きに役に立った施設だよということでご理解をいただきながら、あのほっとはうすとは決別をしたいと考えておりますので、ご協力、そして新年度、31年度の予算にはご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 31年度は、今度の予算でもって運営するというお答えですね。そうすると、あとは32年では、これ元号変わるからあれなんですけれども、その後は閉鎖するとも、移譲するとも決断をする、決めると、運営はしないということですね。そうすると、さっき今ちょっと含みがあったようですが、私は誰かに譲りたいというような含みなんですけれども、自分の村長時代はもうあそこを閉鎖すると、移譲するというような考えでいいですね。答えでいいですね。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほど申しあげましたように、私の6カ月の間で解決できれば一番いい話なんですけれども、これができなかつた場合には、次に引き継ぐ人に、できればお願いできるような人が引き継いでいただければと思っております。どうしてもそういったことをご理解できない方の場合には、私は再度立候補する考えでもあります。この辺、前田議員にはお答えしておきたいと思っております。そういったことで、私の考えでは、あそこは役目は終わったという認識でご理解いただければと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長がそのように皆さんの前で、我々の前でご答弁されたということは、かなり重みがあると思っております。

それと、まずちょっとよくわからないんですけども、つるやの取得、改修は前回かなりの額を示したわけなんですけれども、査定までしているんですね、あの中での取得物件の査定は。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 弁護士からの話で、村の査定評価額だけではどうしても説明できないわけですね。村の査定価格より下げての購入価格ですから、ですからその裏づけとなるような、専門の査定員を今お願いしているところです。これがどういった査定をするか、残存価格です。こういった人の判断を待ちながら検討していきたいと思います。

〔「頼むんだよね。頼むという話か」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 弁護士には、そういうお答えをしたそうです。評価をちゃんとした裏づけを提示しながら相談に伺いますということで、ですから早い時期に恐らく頼むというようになります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） そうすると、その弁護士との話し合い、当然この人と話し合いをしなければ決まらないと思うんですけども、先ほど言った半年以内には取得するというめどはついているんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の置かれている状況を考えますと、2人の人がまだつるやさんに在籍しているわけですね。この人たちがいないと冬の安全は確保できないわけですから、宙ぶらりんなんです。こういったことも事情を話しましたが、できれば3月いっぱいには何とかしなくちゃならないということで関係者にはお話ししましたが、関係者の皆さんが後見人にどのようなお話ししているかは、直接私は聞いていないのでわかりませんが、できればそういったことで早い時期にということでお願いはしております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） せんだっての村長の説明では、その2人、昔の従業員ですか、2人住んでいるというような話で、その方たちには、一応村で譲渡いただければ、すまいるとか、手・まめ・館とかというようなことでもって臨時雇用を凶って、この地に住めるような体制にしていきたいなというような思惑の話をされておったんですが、そういうことは全然まだ話し合いはしていないということですね。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） お二人の調理人と、あと下働きの方ですが、この2人には3月いっぱい手・まめ・館で働いてもらっております。3月以降のことは、この後見人が入るわけですから、これが村で取得するかどうかわかりません。あと3月いっぱいあそこで管理していた

できれば、凍結とかそういう問題は解決できると思います。ですから、4月以降のことは、まだ本当に相談はしていないというのが現実です。3月いっぱいには村の責任で皆さんの生活、最低生活の保障はさせてもらいますということでお話をしておきましたし、今、そういうことで働いてもらっております。3月いっぱいの期限つきです。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 住民に対する説明はわかりましたけれども、先ほど保健所の許可、これは再申請して許可を得るということですが、その6カ月以内にそれは全部できると思うんですが、それらも間違いなくできるように、また6カ月以降には運営できるというような見通しはついておるかどうかなんですけれども。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これはまず現場をある程度は、私見させてもらいましたが、保健所の許可をもらうには、相当な改修が必要になると思います。この改修をどのように進めていくかは、これからの課題でありますし、またあそこに業者を入れるわけにも、村のものになっていませんからまいりません。早い時期にこれらの親族の遺族の方々には、話をさせていただいております。できるだけ早い時期にということでお話をしておりますから、このぐらいの協力はいただけるものと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 前に、改修費なんだけれども、改修費がちょっと見通せないような感じだと思うんですけれども、前回、村長5,000万円以上かかるというようなこと言ったね。だから私は、ほっとはうす交流施設の予算、持ち出しが約800万近く、それに総予算が1,300万くらいだったかな、31年度の予算。そういう金を私は改修費とか何かに回すべきだと思うんですよね。合わせて相当な額になると、1億になっちゃうんだね。そういういまだかつて、そういう無謀な予算の使い方、これは村民がもう我慢できないと思うんですよね。取得金額が3,000万では済まなくなる。そうすると改修費が5,000万、それさ交流施設が1,300万、約1億ですね。それを31年度の持ち出しになるんですよ。もう少しその辺どう考えているのかというのをお聞きしたいです。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まずほっとはうすのほうは、そちらに置いておいて、ほっとはうすもそれほど出費は必要ではないと思います。ただ予算がないと利用客にも迷惑をかけるものですから、この辺を確保させていただいて、担当者には損益分岐点をしっかり認識してやるよ

うにはしておきました。1万円もうけるのに10万かけるような粗末なことでは困るということでお話をしておきましたが、今期に限りそういったことはないと思います。

最低限の費用対効果で運営してくれるのかと思いますが、ただ、つるやさんの場合、言っちゃなんですけれども、旅館の改修ですが、これは果たしてそれほど金をかけた改修が必要か、余りにも、例えば一番かかるところはボイラーなんです。ボイラーにお金をかける必要があるのか、さぎり荘で入ってもらえればそれで済むんじゃないのかという思いもあります。こちらでシャワーぐらいで、さぎり荘で入ってきて、あと夜寝るときにどうしても眠れないときにはシャワーでも浴びてもらってということで、あの立派なボイラーの大きな大浴槽が必要かということもあります。

この辺は皆さんと相談しながら、できれば5,000万ほどかけないで、もうちょっと安価な改修費用であそこの営業にかかりたいなどは思っております。ただ、その営業の経営自体もどういった形でいいのかというのもまだ全然検討しておりません。この辺も皆さんと一緒に全員協議会開きながら対処してまいりたいと思いますので、協力お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） これからよく検討されて改修に当たらなければならないというふうに私も考えておりますけれども、一番お金のかかる浴槽もそうだし、温水、お湯、それは今の湯の田温泉、あれをパイプラインでもって湧水すれば、純粋な本当に効能のある温泉が利用できると思うんですよね。だから、ボイラーとかそういう設備もある程度は必要であろうかと思うんです、カバーするのにね。けども、そんな経費はかからなく済むんじゃないかと、半年の準備期間があるとすれば、その準備期間に相当検討を重ねて、早急に対応すべきだと思うんです。

そういうような考えも持てると思うんですが、今、川に放流している温水、あれの利用は以前から有効活用図るべきだと言っているんですが、その考え方は、商工課のほうでそういうふうな検討をされていると思うんですが、その考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 先ほどの宗田議員の質問の中でもありましたが、あの温泉の利用ですが、実は温泉スタンドで矢吹町でやっている、ああいった形で皆さんにお譲りしたら、あるいは、車を持っていないところには配送するタンクローリーでも買って配って、高齢者宅に訪問して温泉のサービスをしたらということだったんですけれども、そのボイラーがだめに

なっちゃうとかという、そういう指導が入りました。ですが、宗田議員の話ではとんでもない、10年、20年使ってもうちのボイラーは傷まないというお話も今聞きました。どっちが本当だか、この辺もうちょっと確認して、あそこの施設にある温泉水を、できれば私は考えているのは、温泉スタンド、そして、タンクローリーで村民の必要な方にお譲りしたいと考えております。こういったことをもう一度精査するというか、検討していただきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今、村長、これさぎり荘は、今まきボイラーでやっているよね、あれからつるやさんまで距離300ぐらいあるかな。300メートルぐらいの通水ならばお湯が出てくると思うんですね。ただ、別にボイラー施設とか何か設置しなくても、だからそういうこともある程度勉強してみなくちゃならないと思うんですね。わざわざあそこにそういうボイラーとか何かを設置して、お湯を別に沸かす必要もないし、それがだめならば当分の間、さっき村長が言ったようにさぎり荘に行って入ってもらおうとか、とにかく1月の東京鮫川会でも会員の人たちが、早く宿泊施設をつくってくれと、みんな大体全員がおっしゃっていました。めいっ子、おいっ子のところさ行って、気兼ねして里帰りするよりも、あの名湯のさぎり荘で宿泊できたら、そういう施設をぜひつくってくださいと、だからつるやさんは当分の間、宿泊させればいいんですね。

だから、調理室とか何か改良工事が必要と思われませんが、お客の要望とか、何かに沿うような形で徐々に改修を進めていけば、当初からその1億近い金をつぎ込まなくても大丈夫だと思うんですよ。そういう考えで、あと残された6カ月の間、自分が整理するというような気持ちがおありかどうか、それをお聞きします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まずそういったことで前田議員の話したとおりです。しっかりと精査しながら、無駄な金を使わないように営業を開始できればと考えておりますので、ご協力よろしくをお願いします。

○9番（前田武久君） 以上で質問を終わります。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

15時10分まで休憩をいたします。

（午後 3時02分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

◎議案第1号～議案第13号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第4、議案第1号 鮫川村子育て応援祝金支給条例から日程第16、議案第13号 鮫川村支援費支給条例を廃止する条例までの13議案を一括議題といたします。
事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第1号 鮫川村子育て応援祝金支給条例から議案第13号 鮫川村支援費支給条例を廃止する条例までの13議案についての提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

初めに、議案第1号 鮫川村子育て応援祝金支給条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、本村における出生数の減少に加え、未就学児の転出が多くなっている現状に鑑み、本村の子育て家庭を継続的に支援し、子育て環境を充実するため小学校入学時及び中学校入学時にそれぞれ祝い金として5万円を支給する条例を定めるものであります。

次に、議案書の3ページをお開き願います。

議案第2号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、鮫川村の移動通信用鉄塔施設に鮫川大竹無線局、鮫川田尻無線局を新たに加えるための条例の一部を改正するものです。

次に、議案書の4ページをお開き願います。

議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、平成30年度福島県人事委員会勧告に基づき、議員の6月期、12月期の期末手当の支給割合を均等になるようにするもので、改正後の支給割合をそれぞれ100分の167.5に

するものであります。

次に、議案書の5ページをお開き願います。

議案第4号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例も福島県人事委員会の勧告に基づき、村長、副村長及び教育長の6月期と12月期の期末手当の支給割合を均等にするもので、改正後の支給割合をそれぞれ100分の153.5とするものであります。

次に、議案書の6ページをお開き願います。

議案第5号 鮫川村教職員住宅設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、青生野小学校の廃校に伴い、教職員住宅青生野2号、5号を同条例から削除するもので、あわせて平成31年度解体予定の宿ノ入2号についても同条例から削除するものであります。

次に、議案書の7ページをお願いします。

議案第6号 鮫川村村民運動場条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、旧青生野小学校グラウンドを村民運動場として利用していくため、青生野村民運動場として条例に新たに加える改正であります。

次に、議案書の8ページをお開き願います。

議案第7号です。鮫川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例も旧青生野小学校の体育館を青生野村民体育館として利用していくため、条例に新たに加えるものであります。

次に、議案書の9ページをお開き願います。

議案第8号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律、同施行令の一部が改正され、4月1日から施行されるものに伴い所要の改正を行うための条例の一部を改正するものであります。

内容は、災害救護資金の貸し付けについて、貸し付け利率を現行の3%から保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合には1.5%にするものと、現行の年賦償還または半年償還に加え、月賦償還を追加するものであります。

次に、議案書の10ページをお開き願います。

議案第9号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、放課後児童健全育成事業所、放課後児童クラブの放課後児童支援員の資格要件について、専門職大学の前期課程修了者に関する部分の文言を追加するための条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の11ページをお開き願います。

議案第10号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、平成31年度税制改正により国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の改正を行うもので、国民健康保険税の基礎賦課額に係る賦課限度額を現行の58万円から61万円に引き上げ、低所得者に対し軽減する所得判定基準を引き上げるもので、5割軽減の基準を現行の27万5,000円から28万円へ、2割軽減の基準を現行の50万円から51万円とするものであります。

次に、議案書の12ページをお開き願います。

議案第11号です。鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、鮫川村特産品加工施設等設置条例中農業機械の貸し出しの内容を整備し、貸し出しする農業機械に樹木粉碎機、運搬車を追加するものであります。

次に、議案書の13ページをお開き願います。

議案第12号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、鮫川村消防団の団員に特定の消防団活動を行うための特別消防団員として、機能別消防団員を追加し、団員を基本消防団員と、機能別消防団員にするものであります。

次に、議案書の14ページをお開き願います。

議案第13号 鮫川村支援費支給条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、身体障害者及び知的障害者が、その必要に応じて利用するサービスの種類ごとに支援費の支給を受け、事業者との契約に基づいてサービスを利用するためのものについて、平成18年4月から障害者自立支援法へ移行したことに伴い、同条例を廃止するものであります。

以上で、議案第1号から13号までの13議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

きます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議案第14号～議案第22号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第17、議案第14号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）から日程第25、議案第22号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第14号から議案第22号までの9議案につきましての提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第14号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

議案書の15ページから19ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開き願います。

補正前の予算額32億2,411万1,000円に対しまして、今回5,933万9,000円を増額し、補正後の予算総額を32億8,345万円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書で説明申し上げます。2ページをお開き願います。

主なものをご説明申し上げます。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人村民税、1 節現年課税分の1,084万5,000円の増額は、個人村民税所得割の増加によるものであります。

同じく2 項1 目固定資産税、1 節現年課税分の403万4,000円の増額は、土地、家屋、償却資産それぞれに対する課税額の増加によるものであります。

9 款地方交付税です。普通交付税が6,429万7,000円の増額です。これは普通交付税の交付額の確定によるものであります。

11款であります。分担金及び負担金、1項分担金、3目1節総務費分担金379万2,000円は、平成29年度携帯電話エリア整備に対する事業者分の手当金であります。

3ページです。

12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、1節児童福祉使用料155万1,000円の増額は、認定こども園使用料です。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節児童手当負担金375万9,000円の増額は、児童手当、国庫負担金の減額分であります。

同じく2目衛生費国庫負担金、1節未熟児養育医療費負担金の179万4,000円の減額は、申請時期に該当する未熟児がいなかったことによる減額分であります。

同じく3目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧事業費負担金112万円の減額は、公共土木施設災害復旧事業費の確定によるものであります。

同じく2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金54万4,000円は、プレミアムつきの商品券の事業に対する事務費分の補助金であります。

同じく3目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金160万6,000円の減額は、道路橋りょう補修設計の事業費の確定によるものであります。

4ページです。

4款県支出金です。1項県負担金、1目民生費県負担金、3節児童手当負担金84万1,000円の減額は、児童手当県負担分の手当金の減額です。

同じく2目衛生費県負担金、1節県養育医療費負担金89万6,000円の減額は、申請時期に該当する未熟児がいなかったことにより、県の負担金の減額であります。

15款財産収入、5ページです。

2項の財産売却収入、1目1節物品売却収入114万1,000円の増額は、旧幼児送迎バスを売却したことによる売り払い収入であります。

16款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金49万円は、11月からふるさとづくり寄附金の合計8件分であります。

17款繰入金、2項基金繰入金、8目1節福祉基金繰入金500万円は、福祉対策事業に対する繰入金であります。

19款諸収入、5項1目1節雑入2,421万2,000円の減額のうち、光ファイバーケーブル支障移転補償費2,355万9,000円の減額は、国道289号線改良工事に伴うファイバーケーブル支障移転工事について、本年度が実施できなかったことにより減額であります。来年になったそ

うです。

6ページをお開き願います。

議案書の19ページです。第3表の地方債の補正もあわせてごらんいただきます。

20款1項村債です。

1目辺地対策事業債20万円の減額は、今年度配備された消防の小型動力ポンプ積載車整備事業の事業費の確定によるものであります。

2目1節過疎対策事業債380万円の減額は、買い物弱者支援事業費、道路沿線日陰林伐採事業費のほか2事業において、事業費の確定により減額するものであります。

同じく3目災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債290万円の増額は、平成29年台風21号による災害に対する国の補助事業費の増額によるものであります。

続きまして、歳出の補正予算であります。

事項別明細書7ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金1億490万5,000円は、財政調整基金に6,000万円、福祉基金に4,000万円、教育施設整備基金に429万7,000円、公有施設整備基金に11万8,000円を積み立てするもので、ほかにふるさとづくり基金49万円は、ふるさとづくり寄附金を同基金に積み立てするものであります。

同じく6目企画費、8ページです。8ページをお開き願います。

15節工事請負費2,389万2,000円の減額のうち、光ファイバーケーブル支障移転工事2,396万8,000円は、平成30年度中に予定していた国道289号線改良工事に伴う光ファイバー移転工事を実施できなかったことによる減額であります。

10ページです。

3款民生費です。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金、補助及び交付金700万円は、社会福祉協議会活動費補助金の増額分であります。

同じく28節繰出金198万6,000円の減額は、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金を減額するものであります。

同じく5目障害者福祉費、20節扶助費373万3,000円の増額は、施設入所者及び利用者の増加によるものであります。

11ページです。

同じく2項児童福祉費、2目児童措置費、20節扶助費758万円の減額は、児童手当支給見込みによる減額であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、12ページです。

3目母子衛生費、13節委託料223万6,000円の減額は、妊産婦健康診査及び新生児聴覚検査対象者が、当初見込みより少なかったことによるものであります。

同じく20節扶助費341万3,000円の減額は、妊婦健診を13万7,000円、特定不妊治療費助成金95万円、養育医療費230万円等について、それぞれ減額するものであります。

同じく4目環境衛生費、28節繰出金の365万9,000円の減額は、集落排水事業特別会計の事業費確定見込みによる繰出金の減額であります。

同じく5目診療所費、28節繰出金658万3,000円の減額は、国民健康保険特別会計直診勘定へ繰出金を減額するものであります。

6款です。6款農林水産業費、1項農業費、13ページです。

2目農業総務費、13節委託料100万円の増額は、直売所・堆肥センター等施設の指定管理者業務の委託料を増額するものであります。

同じく7目農村振興費、8節報償費17万円の減額は、みらいを描く市町村支援事業協力報償を減額するものであります。

14ページをお開き願います。

同じく2項林業費、1目林業総務費、13節委託料150万円は、ふくしま森林再生事業大塩Ⅱ地区において、表土の流出防止対策事業業務を追加するための増額であります。

7款1項商工費、3目観光費、13節委託料23万5,000円の減額は、刈払機等取扱い作業者安全衛生講習会を実施しなかったため、委託料を減額するものであります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、13節委託料345万3,000円の減額は、橋りょう補修設計業務委託の事業費確定による減額であります。

15ページをお開き願います。

同じく3項住宅費、2目住宅建設費、13節委託料101万6,000円の減額は、反田住宅建設工事設計業務の事業費確定によるものであります。

同じく15節工事請負費120万6,000円の減額は、水口住宅解体工事費確定による減額であります。

同じく3目定住対策費、15節工事請負費131万1,000円の減額は、分譲住宅地整備工事費の事業費のこれも確定によるものであります。

19ページをお願いします。

19ページ、11款です。災害普及費、1項公共土木施設災害復旧費、2目過年度土木施設災

害復旧費。15節です。工事請負費181万5,000円の減額は、富田地内の河川災害復旧事業費の確定による減額であります。

議案書の18ページをお開き願います。

議案書の18ページ、第2表繰越明許費についてのご説明を申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、プレミアムつき商品券事業費54万5,000円、6款農林水産業費、2項林業費のふくしま森林再生事業7,850万円ほか、2事業合わせまして1億2,548万円については、翌年度に繰り越すことになりました。各事業とも進捗状況により翌年度に事業を繰り越して実施する必要が生じたためのものであります。

続いて、特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第15号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

議案書の20ページです。事項別明細書で説明申し上げますから、事項別明細書は23ページです。23ページをお開き願います。

補正前の予算額4億7,668万9,000円、今回351万3,000円を増額し、補正後の予算総額を4億8,020万2,000円とするものであります。

歳入です。24ページです。次のページをお開き願います。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金549万9,000円の増額は、特別調整交付金の570万円の増額等によるものであります。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金198万6,000円の減額は、事務費の繰入金のうち人件費、後期高齢者医療システム改修分について減額となるものと、一部県支出金で計上した分を合わせて減額するものであります。

歳出であります。

25ページをお開き願います。

1款の総務費です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料54万円の減額は、後期高齢者医療システム改修業務委託料を後期高齢者医療特別会計に振りかえするものであります。

5款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費、13節委託料の88万2,000円の減額は、特定健康診査業務の事業費の確定による減額分であります。

26ページ、次のページをお開き願います。

8款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設の勘定繰出金、28節繰出金498万3,000円の

増額は、県のへき地診療所運営費に係る特別調整交付金が確定したことによる繰出金の増額分であります。

次に、議案第16号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書は22ページ、事項別明細書は29ページをお開き願います。

補正前の予算額7,098万6,000円に対しまして今回813万6,000円を減額し、補正後の予算総額を6,285万円とするものであります。

歳入であります。30ページをお開き願います。

1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入から、6目介護報酬収入までの合計において707万円の減額は、介護報酬収入以外の収入が減少となる見込みによるものであります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金658万3,000円の減額は、運営費繰入金を減額するものであります。

同じく2項1目1節事業勘定繰入金498万3,000円は、へき地の診療所運営費に係る特別調整交付金を増額補正するものであります。

次、32ページです。

32ページは2款です。2款1項医業費、3目医薬品衛生材料費、11節需用費300万円の減額は、医薬材料費を減額するものであります。

33ページです。

3款1項1目予備費400万円は、歳入予算の減額に対し、不足分に予備費を充てるものであります。

次に、議案第17号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

議案書の24ページ、事項別明細書は、36ページをお開き願います。

予算額1億1,045万3,000円に対しまして今回54万2,000円を増額し、補正後の予算総額を1億1,099万5,000円とするものであります。

歳入です。37ページをお開き願います。

6款諸収入、2項2目1節雑入で、建物災害共済金54万2,000円を増額補正します。

歳出です。38ページです。

歳出において、2款施設費、1項1目施設管理費、11節需用費131万円は、水道施設の漏

水等に対する修繕料であります。

次に、議案第18号です。平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書は26ページ、事項別明細書は41ページをお開き願います。

補正前の予算額が1,110万5,000円に対しまして、今回100万4,000円を増額して、補正後の予算総額を1,210万9,000円とするものであります。

事項別明細書の42ページをお開きください。

歳入において、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務費使用料、1節村営バス使用料100万4,000円を増額を補正します。

歳出です。

1款総務費、1項村営バス事業費、2目財産管理費、25節積立金149万9,000円を増額は、村営バス財政調整基金に積み立てするものであります。

次に、議案第19号です。平成30年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。

議案書は28ページ、事項別明細書は43ページをお開き願います。

事項別明細書43ページ、補正前の予算額が4,623万1,000円に対しまして、今回365万9,000円を減額し、補正後の予算総額を4,257万2,000円とするものであります。

歳入であります。事項別明細書は44ページ、次のページをお開き願います。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金で365万9,000円を減額します。

歳出です。

1款施設費、1項1目施設管理費、15節の工事請負費382万1,000円の減額は、マンホール段差改修工事、集落排水処理施設の電気設備工事確定によるものであります。

次に、議案第20号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書は30ページですが、事項別明細書は45ページをお開き願います。

補正前の予算総額4億8,956万8,000円に対しまして今回363万5,000円を増額し、補正後の予算総額を4億9,320万3,000円とするものであります。

歳入であります。

46ページをお開き願います。次のページです。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分491万4,000円を増額します。

3款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分で233万7,000円を減額し、同じく2目地域支援事業支援交付金で、1節現年度分で182万8,000円を増額します。

4款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分で115万9,000円を減額します。

47ページです。

歳出において、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金948万7,000円を減額し、同じく3目地域密着型介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金で731万2,000円を増額、同じく4目施設介護サービス給付費で434万1,000円を増額補正します。同じく8目居宅介護サービス計画給付費、19節負担金、補助及び交付金で165万5,000円を減額するものであります。

48ページをお開き願います。

同じく2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金137万2,000円を減額し、4款地域支援事業費、1項包括的支援事業・任意事業費、4目の生活支援体制整備事業費、13節委託料で100万円を減額します。

49ページです。

同じく2項1目介護予防生活支援サービス事業費、19節負担金、補助及び交付金で218万7,000円を増額補正するものであります。

次に、議案第21号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の32ページ、事項別明細書は52ページをお開き願います。

補正前の予算総額2,005万9,000円に対しまして、今回89万4,000円を増額し、補正後の予算総額を2,095万3,000円とするものであります。

53ページをお開き願います。

歳入です。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節交流施設使用料で60万円を増額し、4款諸収入、2項1目1節雑入で、物件移転補償金29万4,000円を増額補正します。

54ページ、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目1節管理費において36万3,000円を増額し、2款1項1目予備費で53万1,000円を増額補正するものであります。

次に、議案第22号です。平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に

ついてご説明を申し上げます。

議案書の34ページです。事項別明細書は55ページをお開き願います。

補正前の予算総額3,836万4,000円に対しまして、今回55万2,000円を増額し、補正後の予算総額を3,891万6,000円とするものであります。

歳入です。56ページをお開き願います。

5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目1節高齢者医療制度円滑運営事業補助金において54万円を増額補正します。

57ページです。

歳出において、1款総務費、2項1目徴収費、13節委託料で後期高齢者医療システム改修業務54万円を増額するものであります。

以上で、議案第14号から22号までの9議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第23号～議案第32号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第26、議案第23号 平成31年度鮫川村一般会計予算から日程第35、議案第32号 平成31年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第23号から議案第32号までの10議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成31年度の予算編成方針につきましては、冒頭の挨拶で申し上げましたとおりであります。一般会計、特別会計予算書をごらん願います。

1ページをお開き願います。

議案第23号 平成31年度鮫川村一般会計予算であります。予算総額は、28億8,000万円で

あります。

次に、8ページをお開き願います。

前年度予算と比較しますと1,300万円、率にして0.45%の減額予算となっております。歳入予算における村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入などの自主財源は、合わせまして6億7,900万円余りで、予算総額の23.6%であります。また、国庫支出金、県支出金、地方交付税、村債などの依存財源は22億円余りで、約76.4%となっております。

7ページに戻ります。

第2表の地方債について記載しております。26ページのこれは予算書であります。20款の村債とあわせてごらんいただきたいと思えます。同じページの26ページに村債が記載されております。20款の村債です。

辺地対策事業債は3,060万円であります。これは、村道富田・山田線舗装補修事業ほか5路線の整備のほか、楸木田東地区の携帯電話等エリア等整備事業、西野団地の防火水槽整備事業に充てることにしております。

過疎対策事業費5,910万円で、林道の東前田線整備事業、新宿、宿ノ入地区の橋りょうの修繕事業、巡ヶ作線の舗装補修事業ほか合計2,430万円、過疎地域自立促進特別事業、これはソフト事業に3,480万円を充てることにしております。

緊急防災・減災事業では、小型動力ポンプ積載車整備事業ほかに760万円を充てることにしております。

臨時財政対策債は6,150万円であります。

起債の方法は、証書借り入れまたは証券発行、利率は5%以内、償還の方法は、起債日から30年以内の期間において資金の融通条件並びに村長の定めるところにより償還いたします。ただし、村の財政の都合により償還期限を短縮、または繰上償還もしくは、低利に借りかえることもできるものとしております。

次に、歳入の主なものとしてご説明を申し上げます。10ページをごらんいただきます。

1款の村税です。1項村民税、1目個人村民税が1億155万5,000円、2目の法人村民税が1,089万8,000円であります。村民税合計が1億1,245万3,000円で、前年度と比較しまして56万4,000円、約0.5%の減となっております。

同じく2項1目固定資産税は1億2,536万8,000円であります。

同じく3項1目軽自動車税は1,364万3,000円。

同じく 4 項 1 目村のたばこ税が361万9,000円を見込んでおります。

12ページです。

9 款地方交付税は14億8,522万9,000円で、前年度と比較しまして4,819万1,000円、率にして3.35%の増で見込んでおります。要因は、震災復興特別交付税、これは東白衛生組合の負担分が増額になる見込みであります。これを考慮したのになっています。

15ページです。

13款です。国庫支出金の主なものですが、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節障害者保護費負担金が4,329万8,000円となっております。

同じく 3 節児童手当負担金は3,086万円となっております。

16ページです。

同じく 2 項国庫補助金では、4 目土木費国庫補助金の 1 節道路橋りょう費の補助金の社会資本整備総合交付金5,020万8,000円は、村道橋りょう等の防災安全対策に要する補助金であります。

その下の欄の 2 節住宅費補助金1,282万3,000円は、公的賃貸住宅家賃の低廉化事業の老朽建築物除却事業などに対する補助金であります。

17ページです。

14款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、1 節障害者の保護費負担金2,164万8,000円は、障害者保護のための県の負担金であります。

同じく 2 節保険基盤安定負担金の1,841万4,000円は、国民健康保険及び後期高齢者医療の事業運営のための県負担金であります。

次のページです。18ページ。

同じく 2 項県補助金、1 目総務費県補助金、1 節総務管理費補助金の市町村生活交通対策事業費400万円は、村営バス運行及び廃止路線代替バスの埴・鮫川線に対する補助金であります。下の段の携帯電話等エリア整備事業1,227万7,000円は、鉾木田東地区携帯電話エリア整備に対する補助金であります。

その次の地域の創生総合支援事業費708万8,000円は、地方創生交付金を活用して村づくり協議会等の取り組みを進めるための補助金であります。708万8,000円であります。

19ページです。次のページです。

同じく 4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金の総額は1 億82万4,000円であります。このうち中山間地域等直接支払交付金が6,911万7,000円、多面的機能支払交付金は

1,418万7,000円となっております。合わせて8,330万4,000円になりますか。

同じく2節林業費補助金7,938万1,000円を計上しております。このうちふくしま森林再生事業費6,562万円は、森林除染の効果を高める間伐等促進事業の補助金であります。

同じく県単林道改良事業、東前田線整備事業に750万円を見込んでおります。

20ページです。

同じく3項委託金、1目総務費委託金、5節選挙費委託金762万7,000円は、参議院議員の通常選挙、福島県議会議員の選挙の執行の経費に充てるものであります。

同じく2目1節土木費委託金850万円は、国・県道路の維持補修事業の委託金であります。維持補修事業業務であります。

22ページをお開き願います。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金、こどもセンター運営事業8,000万円、環境整備事業4,000万円、簡易水道整備事業3,000万円のほか、3事業と公債費償還金合わせまして2億2,700万円を計上しております。

23ページです。

同じく7目1節福祉基金繰入金3,600万円は、福祉対策事業費に福祉基金から繰り入れるものであります。

24ページをお願いします。

19款諸収入、4項受託事業収入、2目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入のうち1,381万8,000円は、米の全袋検査推進事業費の受託料であります。

同じく5項1目1節雑入5,364万3,000円のうち、光ファイバー網貸付料が1,166万2,000円、光ファイバーのIRU契約による貸付料金であります。

下の段の光ファイバーケーブル支障移転補償費2,880万2,000円は、国道289号線改良工事に伴う光ファイバーケーブル移転工事に対する補償費であります。

歳出予算であります。事業の主なものについては、お手元に配付いたしました議案要旨の中の平成31年度一般会計予算（案）主要事業調書をごらんいただきたいと思います。

次に107ページです。特別会計に入ります。

議案第24号 平成31年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算であります。

111ページをお開き願います。

予算総額が4億3,245万4,000円で、前年度と比較しますと251万9,000円の減額予算となっております。

112ページの中ほどをごらんいただきたいと思います。

世帯数、国保の被保険者数が減っているんですね。国保世帯数が493世帯、被保険者数が862人で、前年度と比較しますと34人の減となっております。1人当たりの保険税額は11万8,068円となります。前年度と比較しますと1.53%の増となりますが、保険税の本算定において村の国民健康保険事業の運営に関する協議会において審議され、6月の定例議会において決定いただくこととなっております。できるだけ皆さんの支払いやすい保険税にと考えております。

次に、127ページをお開き願います。

127ページ、議案第25号 平成31年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算であります。

129ページをお開き願います。

予算総額が6,420万8,000円で、前年度と比較しますと202万3,000円の減額となっております。

130ページです。

1 款診療収入、1 項外来収入の合計は4,321万2,000円を見込んでおります。対前年比で13万円の増で見込んでおります。

131ページです。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金は975万1,000円を計上しております。

歳出の主なものですが、132ページです。次のページです。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費は、医師に対する医師業務委託料を含む総額で3,859万5,000円となっております。

次のページです。

133ページは、2 款 1 項医業費、134ページ、次のページをお開き願います。

医業費の合計は2,508万8,000円となっております。

続きまして、138ページをお開き願います。

議案第26号 平成31年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算であります。

141ページをお開き願います。

予算総額です。1 億2,712万5,000円で、前年度と比較しますと1,763万6,000円の増額予算となっております。

歳出の主なものですが、145ページをごらんいただきたいと思います。

2款施設費、2項1目施設整備費、15節工事請負費の4,990万7,000円は、生活基盤近代化事業補助金を活用し、水道未普及地解消事業で、寅卯平・草牛地内までの配水管布設事業の平成31年度分の事業費であります。

次に、151ページをお開き願います。

議案第27号 平成31年度鮫川村村営バス事業特別会計予算であります。

153ページをお開き願います。

予算総額が1,055万円で、前年度と比較しますと75万円の増額予算となっております。

次のページ、154ページです。

歳入の主なもので、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務費使用料、1節村営バス使用料の村営バス運行収入は、584万6,000円を見込んでおります。

歳出の主なものです。

次のページです。155ページです。

1款総務費、1項1目村営バス事業費は786万8,000円を見込んでおります。

次に、158ページをお開き願います。

議案第28号 平成31年度鮫川村集落排水事業特別会計予算であります。

160ページをお開き願います。

予算総額が3,483万3,000円で、前年度と比較しますと894万9,000円の減額となっております。

163ページをお開き願います。

歳出の1款施設費、1項1目施設管理費、13節委託料のうち経営戦略策定業務に291万6,000円計上しております。

次に、166ページをお開き願います。

議案第29号 平成31年度鮫川村介護保険特別会計予算であります。

169ページをお開き願います。

予算総額が4億9,182万2,000円で、前年度と比較しますと925万8,000円の増額予算となっております。

歳入の主なものです。170ページをお願いします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、7,766万6,000円です。平成30年度から32年度までの保険料は、標準額で月額5,400円となっております。

歳出の主なものです。175ページです。

175ページから177ページの2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の1目から9目までの合計は、3億8,925万1,000円となっております。

次に、186ページをお開き願います。

議案第30号 平成31年度鮫川村交流施設特別会計予算であります。

188ページです。

予算総額は1,397万円、前年度と比較しますと243万円の減額予算となっております。今回、経費を節減し、施設運営体制の見直しを含めた減額予算として計上しております。

次に、192ページをごらん願います。

議案第31号 平成31年度鮫川村学校給食センター特別会計予算であります。

194ページをお開き願います。

予算総額が1億41万6,000円で、前年度と比較しますと33万7,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものですが、195ページです。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目古殿町の負担金が6,112万2,000円であります。前年度と比較しますと179万7,000円の増となっております。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金の運営費、給食費補填金合わせまして2,517万2,000円で、前年度と比較しますと97万3,000円の減額となっております。

4款諸収入、1項納付金、1目1節給食費納付金1,376万2,000円は、前年度と比較しますと102万4,000円の減額となっております。

次に、202ページをお開き願います。

議案第32号 平成31年度鮫川村後期高齢者医療特別会計であります。

204ページをお開き願います。

予算総額が3,779万3,000円で、前年度と比べますと71万2,000円の減額となっております。

歳入の主なものは、205ページです。次のページです。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は2,608万5,000円、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、1,170万3,000円となっております。

歳出の主なものは、207ページです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合給付金、19節負担金、補助及び交付金は、3,703万7,000円となっております。

以上で、議案第23号から32号までの10議案につきましての説明を終わります。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第33号～議案第34号の上程、説明

- 議長（星 一彌君） 日程第36、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（有限会社鹿角平観光センター）から日程第37、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブ）までの2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会議務局長朗読〕

- 議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

- 村長（大樂勝弘君） それでは、議案第33号、議案第34号の2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案書の36ページをお開き願います。

初めに、議案第33号です。公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの鮫川村鹿角平観光牧場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。過去2年間の実績に基づきまして、有限会社鹿角平観光センターを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書37ページをお開き願います。

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの鮫川村村民運動場、鮫川村青少年広場、鮫川村富田村民体育館、鮫川村西山村民体育館、鮫川村農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブを指定管理者として指定するものであります。

以上で、議案第33号、議案第34号の2議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第35号～議案第43号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第38、議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）から日程第43、議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）までの6議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第35号から議案第40号までの6議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の38ページ、39ページをお開き願います。

初めに、議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

西野辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律、第3条第1項の規定により議会の議決を求めます。

変更内容は、水道施設の事業費中起債額を、当初の4,391万3,000円から3,950万円に変更するもので及び西野団地の防火水槽の事業費800万円から2,500万円に変更するものであります。容量が変わったそうです。

次に、議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書は40ページ、41ページをごらん願います。

西山辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めます。

変更の内容は、村道岩野草・水口線の舗装の補修事業費であります。事業費が1,018万9,000円を新たに加えるものであります。

次に、議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書42ページ、43ページをお開き願います。

戸草辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上特別措置法に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、村道の戸草・関口線、舗装補修事業費の989万4,000円を新たに加えるものであります。事業費989万4,000円になります。これに加えてスクールバス戸草線の事業費を1,300万円から1,434万3,000円に変更するものであります。

次に、議案第38号です。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の44ページ、45ページをお開き願います。

鋤木田辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更内容は、村道富田・山田線、これも舗装補修工事であります。事業費500万を新たに加えるものであります。

次に、議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

46ページ、47ページをお開き願います。

渡瀬辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更内容は、村道の戸草・関口線のこれも舗装補修事業費203万3,000円を新たに加えるものであります。

次に、議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書48ページ、49ページをお開き願います。

青生野辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、村道羽双線、これも舗装補修工事であります。事業費949万1,000円を新たに加えるものであります。

以上で、議案第35号から議案第40号までの6議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

5日から7日までは常任委員会で議案調査をお願いいたします。また、7日には現地調査も予定しております。

8日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時36分)

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成31年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成31年3月8日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1号 鮫川村子育て応援祝金支給条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第 2号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第 3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第 4号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第 5号 鮫川村教職員住宅設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第 6号 鮫川村村民運動場条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第 7号 鮫川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第 8号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第 9号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 10 議案第 10号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 11 議案第 11号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 1 2 議案第 1 2 号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 1 3 議案第 1 3 号 鮫川村支援費支給条例を廃止する条例

質疑・討論・採決

日程第 1 4 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度鮫川村一般会計補正予算（第 7 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 5 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第 5 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 6 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第 3 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 7 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 8 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第 4 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 9 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度鮫川村集体落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

質疑・討論・採決

日程第 2 0 議案第 2 0 号 平成 3 0 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

質疑・討論・採決

日程第 2 1 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第 3 号）

質疑・討論・採決

日程第 2 2 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

質疑・討論・採決

日程第 2 3 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度鮫川村一般会計予算

質疑・討論・採決

日程第 2 4 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

質疑・討論・採決

日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

質疑・討論・採決

日程第26 議案第26号 平成31年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第27 議案第27号 平成31年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第28 議案第28号 平成31年度鮫川村集落排水事業特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第29 議案第29号 平成31年度鮫川村介護保険特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第30 議案第30号 平成31年度鮫川村交流施設特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第31 議案第31号 平成31年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第32 議案第32号 平成31年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第33 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（有限会社鹿角平観光センター）

質疑・討論・採決

日程第34 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブ）

質疑・討論・採決

日程第35 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）

質疑・討論・採決

日程第36 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）

質疑・討論・採決

日程第37 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（戸草辺地）

質疑・討論・採決

日程第38 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（鉾木田辺地）

質疑・討論・採決

日程第 39 議案第 39 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）
質疑・討論・採決

日程第 40 議案第 40 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）
質疑・討論・採決

日程第 41 発議第 1 号 鮫川村議会基本条例
趣旨説明・質疑・討論・採決

日程第 42 請願について
請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
審査結果の報告・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 2 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 発議第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
趣旨説明・質疑・討論・採決

出席議員（9 名）

1 番	遠藤 貴人 君	2 番	堀川 照夫 君
3 番	北條 利雄 君	5 番	関根 英也 君
7 番	前田 雅秀 君	8 番	関根 政雄 君
9 番	前田 武久 君	10 番	宗田 雅之 君
11 番	星 一彌 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大樂 勝弘 君	副村長	白坂 利幸 君
教育長	奥貫 洋 君	総務課長	石井 哲 君

住民福祉課	鏑木重正君	農林商工 課任農長 併員業 委務局長 事	渡邊敬君
地域整備課	鈴木守弘君	教育課長	斉藤利己君
代監査委員	根本一美君	会管 理者 出納室	鈴木節子君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第1号～議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第1号 鮫川村子育て応援祝金支給条例から、日程第13、議案第13号 鮫川村支援費支給条例を廃止する条例までの13議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ただいま審議している議案第1号 鮫川村子育て応援祝金支給条例について、質疑したいと思います。

本村では、子育て支援施策の充実に向けて、さまざまな取り組み、事業実施を行っております。その一環といたしまして、乳幼児の紙おむつの給付券給付事業がございます。これらの支援事業の支給年齢の見直しを行って、これらの予算を原資とする小・中学生への入学祝い金を創成する取り組み、鮫川村子育て応援祝金支給条例、これらに賛成する立場から発言したいと思います。

本村では、子育て支援施策の充実に向けさまざまな取り組み、事業実施を行っております。家庭での子育て環境などを踏まえまして、それらの見直しと点検を行い、小・中学生に入学祝い金を支給する少子化対策の推進及び子育て家庭などにおける経済的な負担の軽減をさらに図るというものです。

本村の限りある財源を生かし、見直し、点検を行い、新たな行政施策を展開する手法を今

後も各種事務事業に広げる努力を願うものでございます。

これらも踏まえて、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） それでは、3番北條議員の、議案第1号の鮫川村子育て支援応援祝金の支給事業についてお答えを申し上げます。

この事業は、鮫川村で以前から取り組んでおります少子化対策事業の紙おむつ支給事業で、2歳児まで、満2歳を対象に月額5,000円限度で支給しております。この支給で事業費は、おおよそ230万ほどです。

今回、これは職員から見直しの提案がありました。鮫川村、余りにも過保護に2歳児まで、満2歳児まで紙おむつを支給するという事は、おむつ離れをしない子供が、幼稚園、こどもセンターに預かるようになる。これは、家庭のしつけ上、問題ではないのかと、とても紙おむつですと、布おむつと違いまして、とても快適な環境でお尻を守ることができるそうです。

こういったことで、これをちょっと切り下げてもらって、1歳半までにしてはどうか、そして、その減らされた財源ですと単純に計算しますと、4分の1ですから、せいぜい50万です。50万の財源を基礎に、小学校の入学時に5万円、中学入学時に5万円ですと、300万補正金額になります。えっ、この財源というお話でしたが、職員が鮫川村を思う気持ちに私も感動いたしまして、こういった子育て支援策もあるのかなという思いで賛同いたしまして、今回提案させていただきます。

この辺の子育て支援対策についての、北條議員の、今後も前向きにこういった事業を展開すべきだという意見のもとで、提案をさせていただきました。

よろしくご賛同お願いするようにご説明を申し上げお願いいたします。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 鮫川村子育て応援祝金支給条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 鮫川村教職員住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 鮫川村村民運動場条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 鮫川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 鮫川村支援費支給条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号～議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第14、議案第14号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）から日程第22、議案第22号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第

5号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 平成30年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決しま

す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号～議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第23、議案第23号 平成31年度鮫川村一般会計予算から日程第32、議案第32号 平成31年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 議案第30号 平成31年度鮫川村交流施設特別会計予算についてであります。これは4日の一般質問の際に、村長からある程度答弁をいただいております。31年度の予算編成が前にも申し上げましたとおり、790万の一般会計持ち出しということで、予算化されております。それで、交流施設の31年度のその運営方針を確認しておきたいと思っておりますので、お考えをお示し願えればと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） まず、毎回この交流施設の会計につきましては、前田議員からお叱りを受けて恐縮しているところでありますが、どうしてもこういった施設、固定費がかかります。毎月これを維持管理するには、人件費まで含めると、50万は最低かかります。ですから、年間に直しますと600万です。これを、1日に直しますと約1万7,500円の費用が必要になるわけです。これらを維持するために、どうしても村から600万、700万の支援は必要、あとは、あそこの事業所の中でお客をどのように集客するかというのは、働いている人の器量に入るわけでありまして。この最低の、ことしは、維持管理するための経費を予算化をさせていただきました。

この営業であります、先日申し上げましたように、常時営業する考えはございません。オーダーメイド方式といいますか、予約があった時点で、あの店を開こうと考えております。ただ、あの施設あるうちは、管理者1人くらいは常時置いておく必要があるのかなと考えております。この常時1人も、村で廃業になりました旅館が村のものになり、村で買うことができます、この営業が始まった時点では、あそこはもう、お役目ご苦労さまでいるのではないかと考えております。

この時点で、どうするかということになりますが、この旅館の営業が始まる計画を見越しまして、この時点で募集を、一般募集をかけていきたいと考えております。この募集のかけ方、村内委託にするのか、あるいはインターネットに流すのか、この辺は、皆さんとよく相談しながら対処していきたいと思っております。

この私は、今までも申し上げましたとおり、この交流施設は鮫川村の土地との交流、あるいは葉貫地区の皆さんのにぎわいづくりには、それなりの役目を果たした施設ではないかと思っております。ですから、最後までしっかりとお役目ご苦労さまという形で、次の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

9番、前田君。

○9番（前田武久君） この前も村長が答弁の中で、閉店休業予約制というようなことで考えておるといようなことではございます。それで、大体半年をめぐるといようなことで、あとはその先行きを、きちんと整理するといような考えを示されております。それで、管理人1人をこのまま継続して雇っておくといような、そういう諸経費なども人件費とかなん

かも全部入っていると思うんですけども、閉鎖できるまでの、この前、4日からの準備ですか、準備というかその今までの、この前申し上げた取得に関する、その作業というのはどの辺まできているか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 前田議員の廃業になった店の今、進捗状況であります。後見人から連絡ありまして、村で提案しました3,000万円の提出根拠を示せということでもありますので、今、固定資産評価委員の鑑定士に、こういった専門家に鑑定してもらって、その辺にあと村が利用の仕方等を考えて、後見人と相談していきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 平成31年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 平成31年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 平成31年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 平成31年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 平成31年度鮫川村村営バス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 平成31年度鮫川村集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 平成31年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 平成31年度鮫川村交流施設特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 平成31年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 平成31年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号～議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第33、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（有限会社鹿角平観光センター）から日程第34、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブ）までの2議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（有限会社鹿角平観光センター）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブ）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号～議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第35、議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）から日程第40、議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）までの6議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（戸草辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（鉾木田辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第41、発議第1号 鮫川村議会基本条例を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） 本案について、趣旨説明を求めます。

3番、北條利雄君。

[3番 北條利雄君 登壇]

○3番（北條利雄君） ただいま発議いたしました鮫川村議会基本条例提案の説明をさせていただきます。

今般の発議は、私ども鮫川村議会が、法が規定する二元代表制のもと執行機関である村長との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能及び監視機能を十分発揮し、これをもって、地方自治の本旨の実現を目指して提案するものであります。

平成12年4月に施行されましたいわゆる地方分権一括法によりまして、地方自治体がみずからの責任において、その組織及び運営に関するさまざまな決定を行うことが可能となりました。議会の責務と役割の重要性は、さらに高まっております。議会及び議員は、より一層村民からの信頼に応えるため、積極的な情報の公開を通じて説明責任を果たし、議会諸活動への村民の参加のもと、平等の権利を有する議員相互の自由闊達な議論を展開しながら、村政の論点を明らかにして、政策立案及び提言を積極的に行っていかなければなりません。

鮫川村議会は、かねてより、大いなる議論と民主的決定の議会を基本として運営されてきました。また、本村の各行政区の均衡ある発展を実現する上で、財政状況、事務執行への監視、村民との直接対話及び村民参加の推進に努めてまいりました。今後、さらに鮫川村らしい信頼される村づくりを実現し、効率的な行財政運営を図るため、議員による条例案などの積極的な提出、議会審議の公開、広報活動、議員同士の議論及び議員と村民の意見交換などの、具体的な行動が求められております。

鮫川村議会は、これまで積み重ねてきた改革への取り組みを確かなものとするため、議会及び議員の責務を自覚しながら、村民の負託に応えられる議会を目指し、全力で取り組んでいくことを宣言し、ここに議会運営における最高規範といたしまして、この鮫川村議会基本条例を発議するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 鮫川村議会基本条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第42、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 請願審査の結果をご報告をいたします。

事件名。請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願書。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された請願につきましては、3月5日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定をいたしました。

その理由。現在の福島県最低賃金は、時間額で772円であり、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円にはほど遠い金額であり、本県は、全国水準で31位と低位にあります。本県の復興を促進させる上でも、最低賃金を引き上げることにより、県内の労働力の確保や人口の流出、抑制、防止に歯どめをかける上で貴重なことと判断し、採択することと決定をいたしました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において上記のとおり決定したので、報告をいたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時42分）

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時43分）

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてが、8番、関根政雄議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理いたしました。

これらを日程に追加し、追加日程第1とし議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成31年第1回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前10時46分)

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成31年3月8日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 北 條 利 雄

署 名 議 員 関 根 英 也